

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン - 行政経営プラン（仮称） - （中間案）

2019年度～2022年度

平成30年11月
岩 手 県

目 次

はじめに

- 1 行政経営プラン（仮称）の策定趣旨 1
- 2 行政経営プラン（仮称）の計画期間 1
- 3 基本的な考え方と取組方向 2
- 4 行政経営プラン（仮称）の推進 2

岩手県の行財政を取り巻く環境

- 1 国等の動向 3
- 2 県民ニーズの多様化 4
- 3 東日本大震災津波からの復旧・復興の推進 4
- 4 組織・職員体制の状況 5
- 5 県における働き方改革の取組状況 7
- 6 県財政の状況 8

具体的な推進項目

I 地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進

- 1 多様な主体とのつながりを形成します 13
 - (1) 多様なパートナーシップの形成
 - (2) 民間活力の導入によるサービスの質の向上
 - (3) 公共データの利活用の推進
 - (4) 県民ニーズの適切な把握
- 2 市町村との連携・協働を推進します 25
 - (1) 市町村との連携・協働の更なる推進
 - (2) 東日本大震災津波等の大規模災害からの復興に向けた支援
 - (3) 広域振興局と市町村との連携・協働の更なる推進
- 3 地方分権や県外自治体との連携を推進します 30
 - (1) 地方分権改革の推進
 - (2) 広域連携の推進
- 4 海外とのつながりを形成します 32
 - (1) 世界と岩手をつなぐ人材ネットワークの充実
 - (2) 国際業務の中核を担う職員の確保・育成

II 高度な行政経営を支える職員の能力向上

- 1 開かれた県行政を担う職員を確保・育成します 35
 - (1) 地域課題に対応できる職員の確保・育成
 - (2) 地域意識を持ち地域貢献活動に取り組む職員の育成
 - (3) 復興を担う職員の確保
- 2 若手・女性職員の活躍を支援します 41
 - (1) 若手職員の組織的な育成
 - (2) 女性職員の活躍支援と積極的な登用
- 3 職員の能力開発を促進します 45
 - (1) 職員の成長を支える研修の体系化・充実強化
 - (2) 管理監督者等のマネジメント力の向上

Ⅲ 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現

- 1 効率的で柔軟な働き方を推進します 49
 - (1) 情報通信技術（ICT）の活用等による業務の効率化の推進
 - (2) 柔軟な働き方ができる勤務環境の推進
 - (3) 子育て世代職員への支援の充実
 - (4) 仕事と生活の調和がとれた職場環境の推進

- 2 明るく、いきいきとした職場環境づくりを推進します 59
 - (1) 仕事の質の向上を図る職場風土の醸成
 - (2) 職場活性化に向けた健康経営の推進
 - (3) 地域とともに実現する働き方改革

Ⅳ 戦略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

- 1 県民サービスの質の向上につながる提供システムを充実します 65
 - (1) 県民サービスの利便性の向上
 - (2) 政策評価の質の向上
 - (3) 公共調達の最適化の推進
 - (4) 行政情報の適正な管理と公開の推進

- 2 多様なニーズに応える公営企業や県出資等法人の健全経営を推進します 72
 - (1) 良質な医療の持続的な提供に向けた県立病院等の事業運営
 - (2) 県民のくらしと産業の振興を支える電力及び工業用水の安定経営
 - (3) 流域下水道事業への地方公営企業法の適用及び健全経営の推進
 - (4) 県出資等法人の健全経営の継続に向けた支援

- 3 県民本位の行政経営を推進する組織体制を整備します 80
 - (1) 行政課題に適切に対応する組織体制の推進
 - (2) 行政需要に応じた適切な定数配置の推進
 - (3) 危機管理体制の充実強化

- 4 効果的で効率的な業務遂行体制を支えるリスクマネジメントを構築します 84
 - (1) 事務処理の適正性の確保に向けた内部統制の推進
 - (2) 効果的で効率的な業務遂行体制の構築に向けた監査機能の充実強化

- 5 政策の着実な推進を支える持続可能な財政構造を構築します 89
 - (1) 中期財政見通しを踏まえた財政運営
 - (2) 県民に分かりやすい財政に関する情報の公表
 - (3) 歳入確保の強化
 - (4) 歳出の重点化と将来負担の軽減

1 行政経営プラン（仮称）の策定趣旨

これまで県では、平成 27 年度に策定した「いわて県民計画」第 3 期アクションプラン〔行政経営編〕に基づき、経営感覚を持って重要な課題に財源や人的資源を配分し、効果的・効率的に成果を挙げる、「行政経営」の視点を重視し政策編及び地域編の目標達成に向けて取り組んできました。

国では、現在、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃を見据え、第 32 次地方制度調査会で地方行政体制の在り方について調査審議が行われています。人口減少と少子高齢化の急速な進行は、生産年齢人口の減少に伴い経済面における成長の制約要因となるとともに社会保障関係費の増嵩などにより、厳しい行財政運営が続くことが見込まれます。

このような中、県においては、県民や行政を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、総合計画に掲げる政策の実効性を高めていくため、2022 年度までの行政経営の主な取組を「行政経営プラン（仮称）」（中間案）として作成しました。

本プランの推進に当たっては、多様化する県民ニーズや環境変化を適切に捉え、将来あるべき姿や目標を起点に戦略を立て展開する、バックキャスト思考に基づくマネジメントが重要であることから、これまでの取組の成果を土台として、職員一人ひとりが「岩手県職員憲章」の実践を徹底し、地域に根ざした現状分析と先見性を持って最適なシナリオを描き、県民視点に立った県民本位の行政経営を推進します。県民、企業、関係団体、NPO、市町村など多様な主体との連携・協働を進め、開かれた県行政のもとで各主体が持つ強みが十分に発揮できるよう、安定的で持続可能な行財政運営に取り組めます。

岩手県職員憲章～私たちの5つの信条～

県民本位	常に県民の視点、立場に立ち、現在、そして未来の「県民全体の利益」を考え、行動します。
能力向上	創意工夫を凝らし、柔軟な発想で、「新たな課題に果敢に挑戦」します。
明朗快活	職員間の自由なコミュニケーションを通じ、「明るく、いきいきとした職場」をつくれます。
法令遵守	「規律」を重んじ、県民から信頼されるよう、「公正、公平」に職務を遂行します。
地域意識	地域社会の一員としての「自覚」と県職員としての「誇り」をもって、「誠実」に行動します。

2 行政経営プラン（仮称）の計画期間

次期総合計画長期ビジョン第 8 章「行政経営の基本姿勢」の第 1 期アクションプランとして策定し、マニフェスト・サイクルを考慮した 2019 年度から 2022 年度までの 4 年間の計画期間とします。

3 基本的な考え方と取組方向

長期ビジョン第8章「行政経営の基本姿勢」の「行政経営の基本的な考え方と取組方向」における4本の柱に基づき、具体的な取組を進めます。

【「4本の柱」と取組方向】（長期ビジョンからの再掲）

I 地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進

多様な県民ニーズに応え、将来にわたって一人ひとりの幸福を守り育てていくため、県民、企業、NPO、関係団体、市町村など、あらゆる主体がそれぞれ主体性を持って協働する、地域意識に根ざした県民本位の行政経営を進めます。県内外の自治体との広域連携や、グローバルな視点に基づき海外とのつながりを深め、岩手の誇る価値や資源が最大限発揮された、より質の高い県民サービスを提供していきます。

II 高度な行政経営を支える職員の能力向上

地域社会の一員としての自覚を持って、主体的に地域課題の解決に関わり、県民が主役となった地域づくりを支えていくため、岩手県職員としてのあるべき姿を示す「岩手県職員憲章」に基づく行動の徹底を図り、県政全般を俯瞰し、県民視点で県全体の利益を追求する職員を確保・育成します。

III 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現

出産・育児・介護など生活の状況や、職員の年齢構成の偏在をはじめとする組織体制を取り巻く環境変化に適切に対応し、組織として高いパフォーマンスを発揮し続けていくため、業務の効率的な運営や柔軟な働き方の推進により、仕事と生活の調和を図り、職員が明るく、いきいきと働くことができる職場環境を実現します。

IV 戦略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

事業を有効かつ効率的に実施するため、PDCAサイクルの徹底を図るとともに、機動的で戦略的な組織マネジメントを推進するなど、限られた経営資源を最大限有効活用し、県民サービスの質の向上を図ります。

また、内部統制によるリスクマネジメントの強化などにより、行政の適正性と透明性を確保し、県民の信頼に応える行政経営を推進します。

さらに、この計画に掲げる政策を着実に推進するため、中長期的な視点を持って不断の改革に取り組み、将来にわたって安定した財政構造の構築に取り組みます。

4 行政経営プラン（仮称）の推進

第1期アクションプランの進行管理に当たっては、毎年度、実績を把握・公表し、取組の着実な推進を図ります。また、社会経済情勢の変化や取組状況などを踏まえ、必要に応じ内容を見直し、新たな課題に迅速かつ的確に対応します。

1 国等の動向

(1) 行政運営の動向

第31次地方制度調査会において、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」をまとめ、地域社会の持続可能性を高めるためには、地域の総力を結集して人口減少がもたらす課題に対応する必要がある、との認識の下、地域の実情に即して、事務の適正性の要請に応える仕組みを適切に確保することによって、人口減少社会において合意形成が困難な課題に集中して対応することができる、としています。

また、平成29年5月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき「デジタル・ガバメント推進方針」を策定し、子育て環境の充実、働き方改革、生産性の向上、高齢者の安心・安全などにつながる仕組みを整備し、活力ある社会を作っていくためには、必要なサービスが時間と場所を問わず、それぞれのニーズに対して最適な形で届けられることが重要とし、利用者中心サービスの提供を推進しています。

さらに、働き方改革については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、職員の仕事と生活の調和に向け、「働き方改革」「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」の二つの改革が進められているほか、平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」の中で国家公務員の取組を促進することとされています。

(2) 経済財政運営の動向

国・地方の財政は、90年代以降の景気の低迷による税収の減少や、国債及び地方債に依存した累次の経済対策の実施などを背景に著しく悪化したため、平成29年度末時点で国と地方合わせて1千兆円を超える債務残高を抱えています。

平成30年6月15日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」において、新たな財政健全化目標として、2020年度までに達成することとしていた国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化について、2025年度の達成を目指すとし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すことを堅持するとしています。団塊世代が75歳に入り始め社会保障関係費の急増が見込まれる2022年度の前までの2019～2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととされています。

また、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされています。

さらに、経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点である2021年度に評価を行い、2025年度のプライマリー・バランス黒字化の実現に向け、歳出・歳入改革の取組に反映することとされています。

2 県民ニーズの多様化

内閣府の「国民生活に関する世論調査」（平成30年8月公表）においては、今後の生活で「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた人の割合（61.4%）が、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた人の割合（30.2%）より高くなっています。昭和50年代以降、その差が拡大する傾向にあり、時代の移り変わりに応じて個人の価値観に変化が生じています。

また、グローバル化の進展や情報通信技術の革新的な進歩により、人、モノ、資本などが国境を越えて活発に行き交うとともに、岩手と世界が直接つながる機会が増えています。今後、県内ではラグビーワールドカップ2019™や復興五輪を掲げる東京2020オリンピック・パラリンピックの開催などによる交流人口の拡大に加え、国際リニアコライダー（ILC）の誘致実現による国際研究拠点の形成が期待されており、これまで以上に海外との交流が広がり、多様な文化や価値観に触れる機会の増加が見込まれます。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行や人生100年時代の到来をはじめとする様々な社会経済情勢の変化に応じたライフスタイルの多様化も見込まれます。県では平成12年度から県民意識調査を実施し、政策に対する県民の満足度やニーズ度の把握に取り組んでおり、これらの客観的なデータを効果的に活用しながら、課題やニーズを見通し、的確に対応していく必要があります。

平成30年県の施策に関する県民意識調査

（調査対象：県内に居住する18歳以上の男女5,000人、有効回収率：65.2%（3,260人/5,000人）

県が平成30年1月から2月にかけて行った調査の結果、県民のニーズ度（重要度から満足度を引いた数値）が高い項目は次のとおりです。雇用、福祉、産業振興等に関する項目が上位を占めています。

（ニーズ度が高い項目）

順位	(参考) 29年順位	7つの政策	項 目
1	1	①	安定した就職環境
2	2	③	高齢者や障がい者に安心な地域づくり
3	5	②	農林水産業の担い手確保
4	3	③	安心な子育て環境整備
5	4	①	商店街のにぎわい
6	6	③	適切な医療体制
7	7	⑦	公共交通機関の維持・確保
8	8	①	次世代を担う産業人材育成
9	10	⑦	生活基盤整備が進んだ生活環境
10	9	⑦	災害に強く安心して暮らせる県土

3 東日本大震災津波からの復旧・復興の推進

東日本大震災津波により、県内では沿岸地域を中心に多くの市町村が甚大な被害を受け、膨大な復旧・復興業務を担う人員の確保が大きな課題となりました。

このため、県では、任期付職員の採用等により県職員を増員するとともに、職員を派遣し、被災市町村の行政機能の回復や復旧・復興事業の推進を支援しています。

また、国、全国知事会、全国市長会・全国町村会とともに応援・支援職員の派遣調整を行い、全国の地方自治体間が連携する水平補完による受援・応援体制のもとで、職員の継続的な確保を図り、県や被災市町村の復旧・復興業務を推進しています。

被災市町村が必要とするサービスを提供できるよう、人的支援などを通じて市町村の行政機能の向上やまちづくりを、引き続き支援していく必要があります。

県から県内市町村に派遣した任期付職員数（人） （各年度4月時点）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
—	62	105	125	119	107	87

全国の自治体から岩手県への派遣職員数（人） （各年度4月時点）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岩手県	156	163	172	172	167	129	101
県内市町村	226	316	359	340	311	280	230
合計	382	479	531	512	478	409	331

4 組織・職員体制の状況

東日本大震災津波の発災以降、復興局の設置や震災復興に携わる部署への弾力的な人員の再配置、国体・障がい者スポーツ大会局や文化スポーツ部の設置など、県を取り巻く環境変化に対応した組織体制の整備を進めてきました。今後も、総合計画に基づく政策を推進するため、適時適切な組織体制を構築していく必要があります。

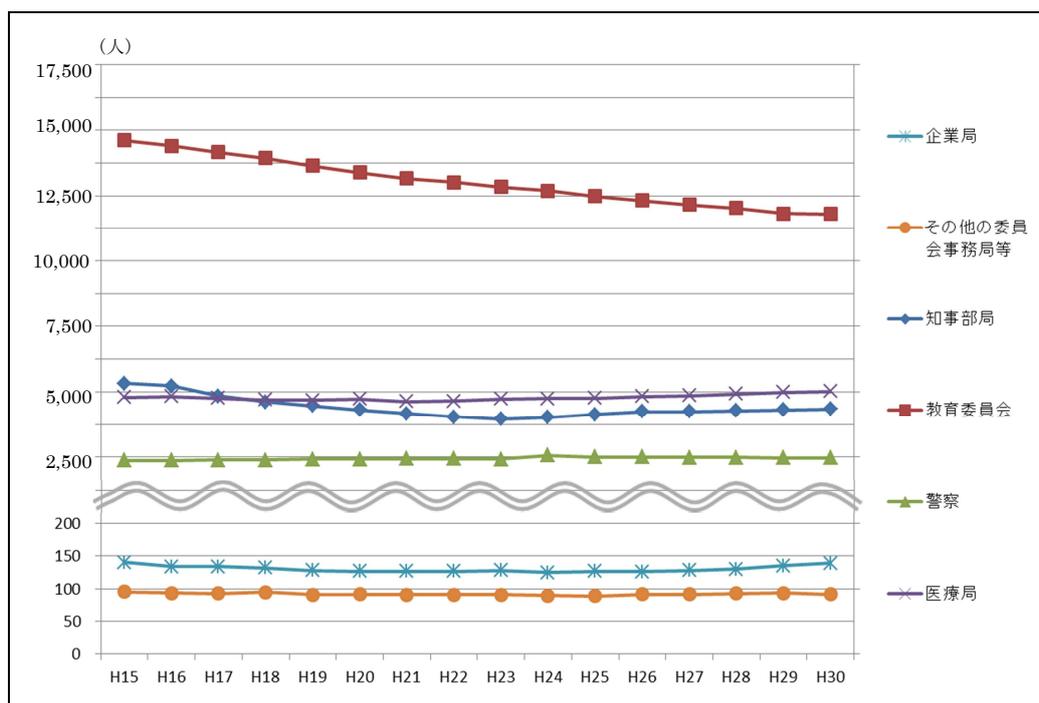
また、これまでの事務事業の見直しや組織・職員体制の再構築の結果、知事部局の職員数は平成15年4月1日時点の5,318人から平成23年4月1日時点で3,949人、約25%の純減となりました。平成24年度以降は、新規採用職員数の増などにより職員数は増加していますが、より質の高い県民サービスを持続的・安定的に提供していくためには、引き続き職員一人ひとりの業務遂行能力の一層の向上を図り、複雑・多様化する行政課題に対応できる専門的知識やスキルを持ち、県民視点で県全体の利益を追求する職員を育成していく必要があります。

平成30年4月1日時点の知事部局等の一般行政部門の職員の年齢構成は、40代以上の職員が全体の60%以上を占め高齢者層の割合が高くなっています。一方、30代の職員が各年代の中で最も少ない状況にあり、若手職員が気軽に相談できる先輩職員が所属室課に少ないなどの課題が生じています。年齢構成の偏在は数年続くことから、組織全体で若手職員を育成する取組を継続して実施していく必要があります。

職員数の推移（人）

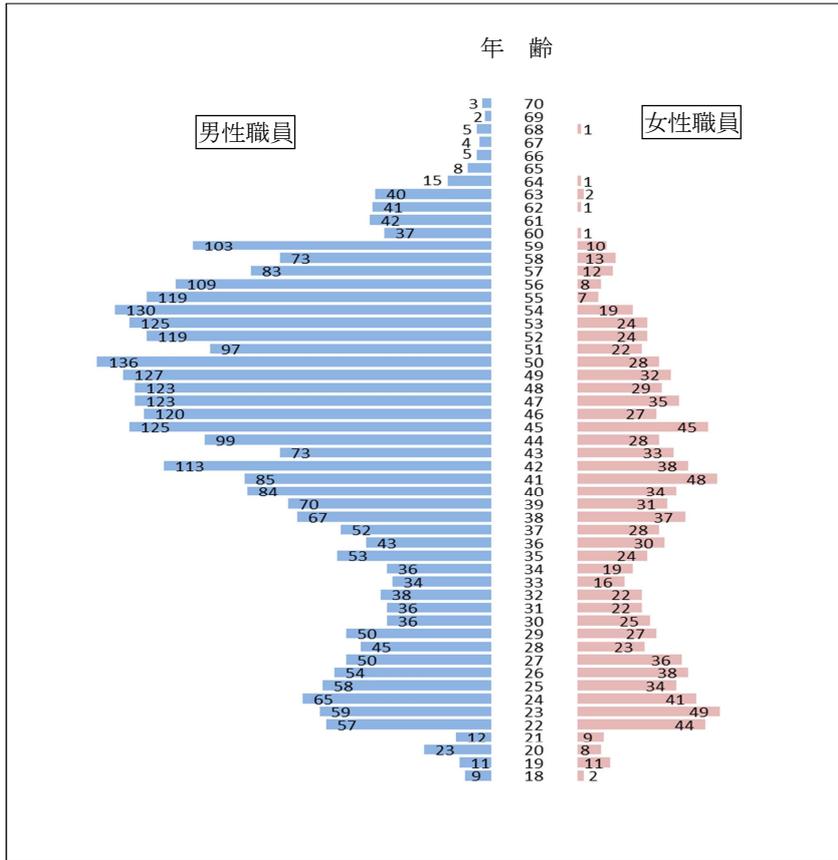
（各年度4月1日（総務省：定員管理調査による））

	H15	H20	H23	H24	H25	H29	H30
知事部局	5,318	4,302	3,949	4,015	4,128	4,312	4,332
教育委員会	14,614	13,393	12,833	12,685	12,488	11,824	11,800
警察	2,368	2,421	2,420	2,558	2,494	2,469	2,463
医療局	4,793	4,725	4,723	4,744	4,766	4,984	5,015
企業局	140	127	128	125	127	135	139
その他の委員会等の事務局	96	92	91	90	89	94	92
合計	27,329	25,060	24,144	24,217	24,092	23,818	23,841

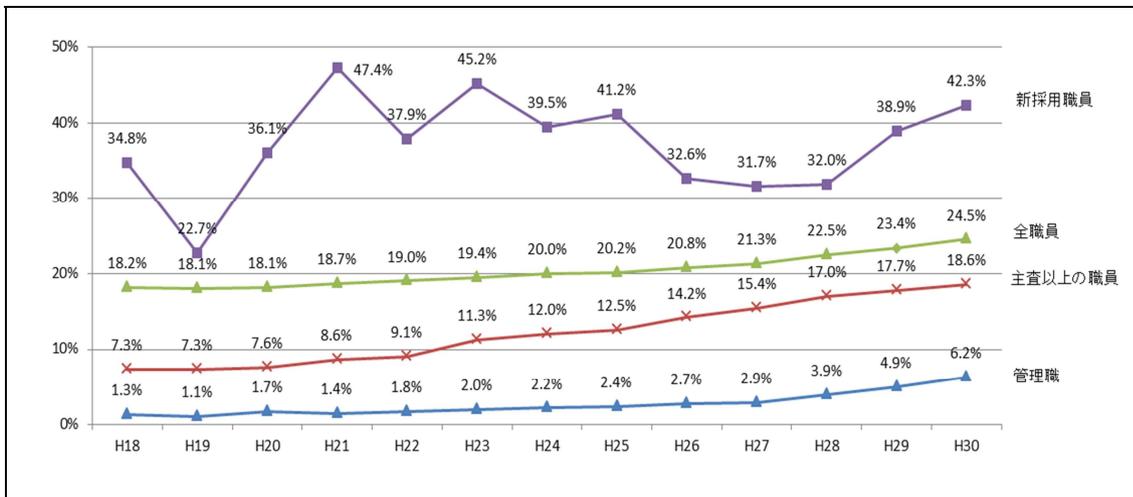


近年、新採用職員に占める女性職員の割合が増加しており、キャリア形成の積極的な支援など女性職員の一層の活躍につながる取組を、引き続き進めていく必要があります。

一般行政部門の職員の年齢構成（人）（平成30年4月1日時点）



女性職員の割合（％）



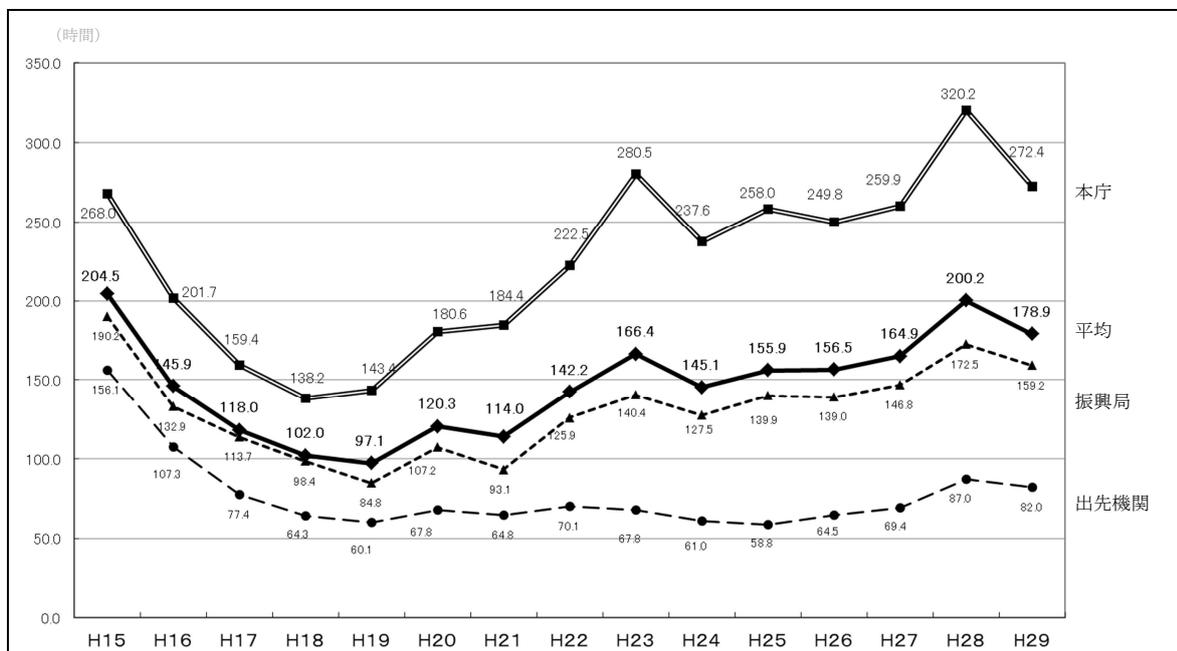
5 県における働き方改革の取組状況

長時間労働の是正など働き方の改善を促進するため、県内では平成28年度から「いわて働き方改革推進運動」が展開され、優良事例の表彰など普及啓発活動が行われています。

県においては、知事や部局長等による「イクボス宣言」のほか、「次世代育成支援のための特定事業主行動計画」に基づく育児休業の取得促進や時差通勤制度の導入などを通じて、子育てしやすく仕事と生活の調和が図られた職場環境づくりに取り組んでいます。一方、東日本大震災津波

からの復旧・復興業務への対応などにより超過勤務が高止まり傾向にあることから、「いわて働き方改革推進運動」とも歩調を合わせて、働き方改革の取組をより一層進め、働きやすい職場環境を整えていく必要があります。

知事部局の1人当たりの年間超過勤務時間の推移（時間）



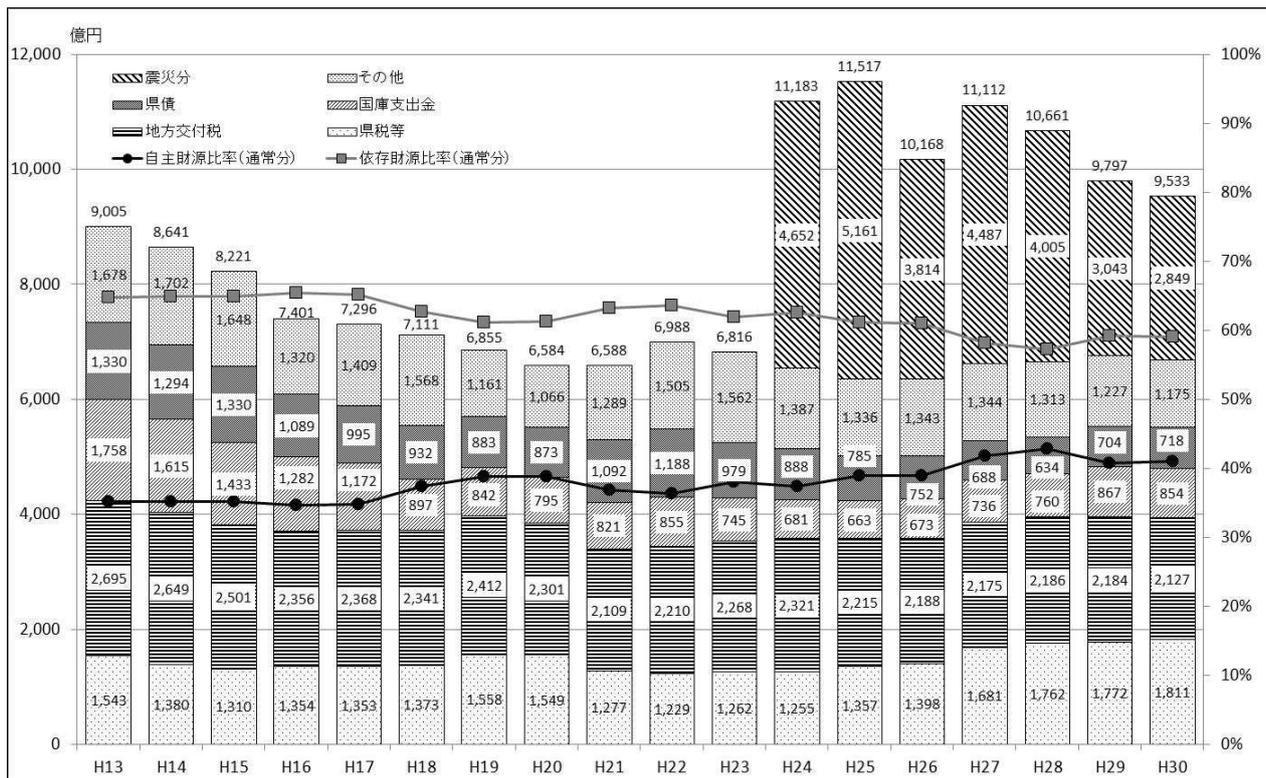
6 県財政の状況

通常分の県の歳入は、地方交付税や国庫支出金など、いわゆる依存財源の占める割合が大きく、国の地方財政計画の変動の影響を受けやすい財政構造となっています。

自主財源の大宗を占める県税収入は、企業業績の伸びや地方消費税の税率の引上げなどの影響により近年増加しているものの、自主財源比率は4割前後にとどまっています。（図1）

震災分の歳入は、災害復旧をはじめとした復旧・復興事業に国庫支出金や復興交付金のほか、地方負担分についても震災復興特別交付税が措置されるなど、国による特別な財政措置が取られています。一方、国の「復興・創生期間」は2020年度までとなっていますが、より良い復興の実現のために、当該期間終了後においても中長期的に取り組むべき施策などが見込まれることから、財源の確保について検討していく必要があります。

図1：歳入の推移（当初予算ベース）

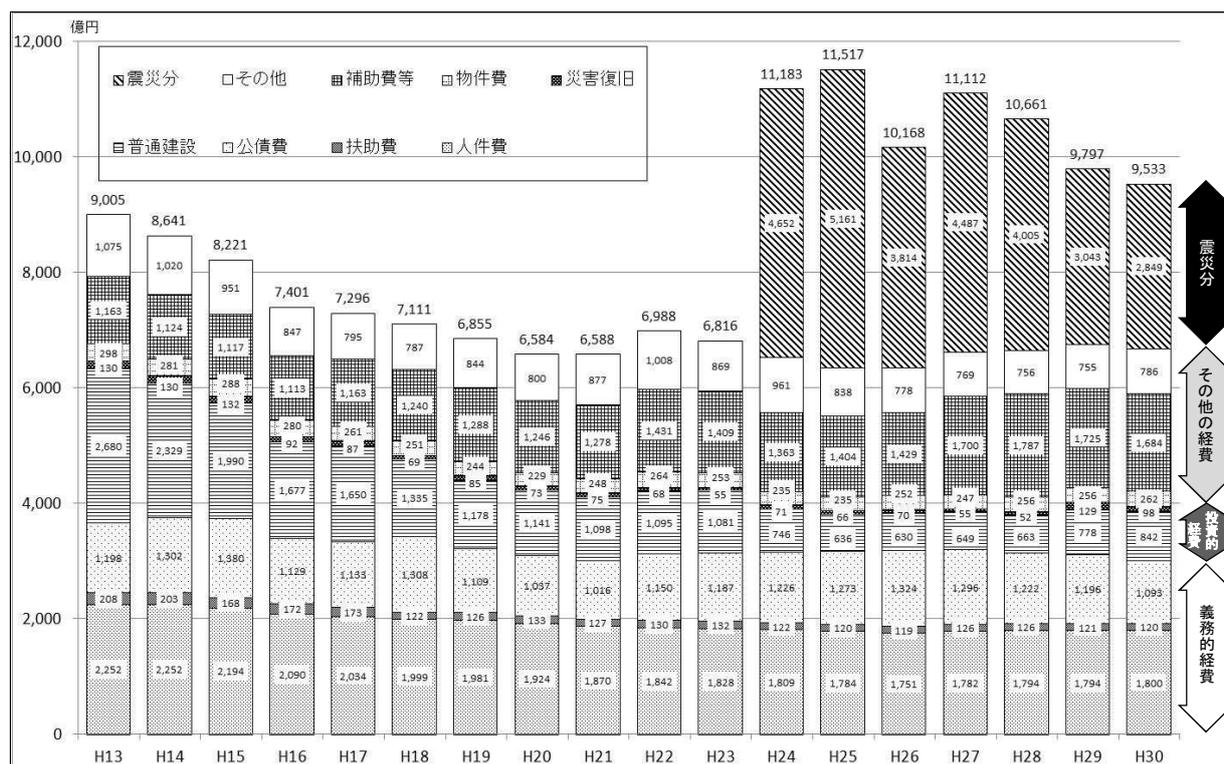


※H15、H19、H23年度は、当初予算が骨格予算のため6月現計予算額（H23は、当初予算と第4号補正予算の合計額）となっています。
また、H19年度以前の予算額は、公債管理特別会計相当分を除いた予算額です。

県の歳出は、当初予算ベースでは平成13年度をピークに減少してきていましたが、平成24年度以降、漁港の災害復旧や災害公営住宅の整備といった東日本大震災津波からの復旧・復興事業に要する多額の予算が計上されています。

通常分の予算では、普通建設事業費が国の公共事業予算の減少に連動していることや、東日本大震災津波発災以降、復旧・復興事業に優先的に取り組んできたことなどにより、全体に占める投資的経費の割合が縮小しています。また、義務的経費を見ると、公債費がピーク時より減少してきているものの依然として高い水準にあるほか、職員数の抑制により減少してきた人件費が近年は横ばいとなっています。（図2）

図2：歳出（性質別）の推移（当初予算ベース）



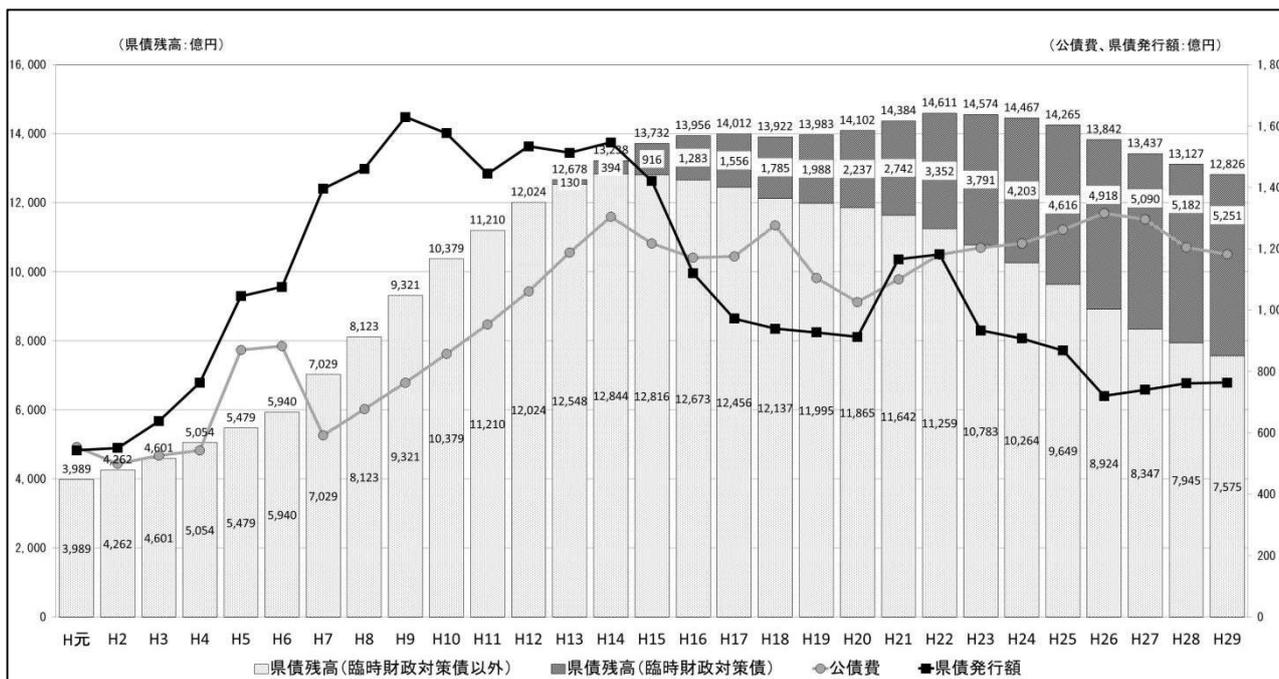
※H15、H19、H23年度は、当初予算が骨格予算のため6月現計予算額（H23は、当初予算と第4号補正予算の合計額）となっています。
また、H19年度以前の予算額は、公債管理特別会計相当分を除いた予算額です。

また、その他の経費のうち補助費等は、地域の保健医療体制の構築・維持のため、県立病院に多額の繰出金を支出しているほか、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の自然増などにより増加しています。

今後、社会保障関係費のほか、公共施設やインフラ施設の老朽化に伴う大規模修繕・更新に要する経費が多額となることから、財政状況は一層厳しさを増していくことが見込まれます。

県では、国の経済対策に呼応して公共事業を実施してきたことなどに伴う県債残高及び公債費の増大により、平成24年度決算において、実質公債費比率（3か年平均。以下同じ。）が、地方債の発行に国の許可が必要となる18%を超えたことから、平成25年9月に公債費負担適正化計画を策定し、県債の発行規模を抑制するなどの取組を進めてきました。その結果、実質公債費比率は、平成30年度決算で18%を下回る見通しとなっていますが、臨時財政対策債の残高が累増している影響もあり、県債残高及び公債費は、引き続き高い水準で推移する見通しとなっています。（図3）

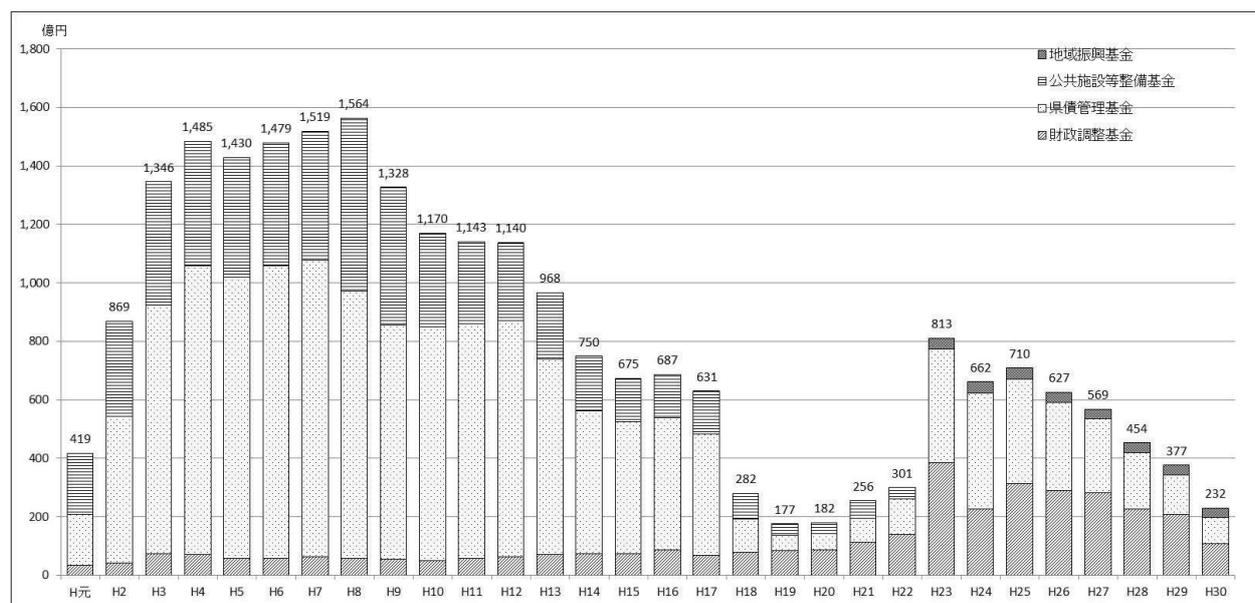
図3：公債費及び県債残高の推移（一般会計ベース）



大規模な災害や、経済不況による税収減等不測の事態により生じる財源不足に対応するためには、一定程度の基金残高を確保しておく必要がありますが、財政調整基金等の財源対策基金は、近年減少傾向にあります。（図4）

財政調整基金をはじめとする県の基金は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えているものであり、経費の年度間調整等のために確保していく必要があります。

図4：財源対策3基金の残高の推移



※H29までは決算額、H30は見込額

県の財政状況は、「岩手県中期財政見通し（平成 30 年 9 月公表）」で示したとおり、社会保障関係費の増加などにより、2019 年度以降、59 億円から 95 億円程度の収支ギャップが生じるなど、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。（図 5）

図 5：岩手県中期財政見通し（平成 30 年 9 月公表）抜粋

（単位：億円）

		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
通常分	歳入計 A	6,542	6,573	6,653	6,687	6,671
	歳出計 B	6,684	6,668	6,712	6,759	6,747
	収支(A-B) C	▲ 142	▲ 95	▲ 59	▲ 72	▲ 76
財源対策基金 年度末残高 D		232	170	144	105	46

こうした状況の中、中長期的な視点に立った透明性の高い財政運営を図り、持続可能な財政構造を構築していくためには、地方財政措置の充実や地方一般財源総額の確保を国に要請するとともに、歳入面で県税徴収の強化、未利用資産の売却や各種基金の活用、歳出面で事業効果や効率性等を踏まえた施策の一層の選択と集中などに取り組んでいく必要があります。

具体的な推進項目

I 地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進

- 1 多様な主体とのつながりを形成します
- 2 市町村との連携・協働を推進します
- 3 地方分権や県外自治体との連携を推進します
- 4 海外とのつながりを形成します

II 高度な行政経営を支える職員の能力向上

- 1 開かれた県行政を担う職員を確保・育成します
- 2 若手・女性職員の活躍を支援します
- 3 職員の能力開発を促進します

III 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現

- 1 効率的で柔軟な働き方を推進します
- 2 明るく、いきいきとした職場環境づくりを推進します

IV 戦略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

- 1 県民サービスの質の向上につながる提供システムを充実します
- 2 多様なニーズに応える公営企業や県出資等法人の健全経営を推進します
- 3 県民本位の行政経営を推進する組織体制を整備します
- 4 効果的で効率的な業務遂行体制を支えるリスクマネジメントを構築します
- 5 政策の着実な推進を支える持続可能な財政構造を構築します

I

地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進

(基本方向)

多様な県民ニーズに応え、将来にわたって一人ひとりの幸福を守り育てていくため、県民、企業、NPO、関係団体、市町村など、あらゆる主体がそれぞれ主体性を持って協働する、地域意識に根ざした県民本位の行政経営を進めます。県内外の自治体との広域連携や、グローバルな視点に基づき海外とのつながりを深め、岩手の誇る価値や資源が最大限発揮された、より質の高い県民サービスを提供していきます。

1 多様な主体とのつながりを形成します

(1) 多様なパートナーシップの形成

現状と課題

① 県民運動の促進

- ・ 県内では、「県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議」や「温暖化防止いわて県民会議」など様々な分野において、県民の参画を促す県民運動が展開され、多様な主体のネットワークが構築されています。引き続き、全県的な目標・課題にオール岩手で取り組むためには、県民や志を同じくする多様な組織が手を携え、知恵を出し合い、総力を挙げ取り組んでいくことが求められています。

② NPOとの連携・協働の推進

- ・ 多様化する地域課題や県民ニーズに対応するため、地域の実情に応じた連携・協働の仕組みを構築していく必要があります。NPOは、多様な主体が連携・協働し、復興や地域課題の解決に取り組む上で、主要な担い手となっていますが、運営基盤が不安定な団体が多いことから、人材育成や資金調達など運営基盤の強化に対する支援が求められています。

③ 地域コミュニティ等との連携・協働の推進

- ・ 人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの機能低下や担い手の不足が懸念されており、持続可能な地域コミュニティの構築や活動を支える人材の育成が求められています。

④ 高等教育機関等との連携・協働の推進

- ・ 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）」の制定などにより、地方自治体においては大学との密接な連携が求められています。県内では、地域課題の解決手法として大学等と連携した共同研究が進んでおり、様々な分野において高等教育機関の強みを生かした連携を進めていく必要があります。

⑤ 企業等との連携・協働の推進

- ・ 民間企業等との包括連携協定の締結は、平成 29 年度末時点で 9 件の実績があり、今後も協定締結を進めるとともに、協定締結後の連携事項に基づき具体的な取組を推進していく必要があります。

⑥ 独立行政法人との連携・協働の推進

《公立大学法人岩手県立大学》

- ・ 地域に根ざした高等教育機関として、岩手県立大学においては、教育、研究、地域貢献の更なる充実・強化に取り組んでいくことが求められています。同大学は、毎事業年度における業務実績及び中期目標期間における業務実績について、岩手県地方独立行政法人評価委員会による評価を受け、評価結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に反映させています。第二期中期目標期間（2011 年度～2016 年度）中の年度業務実績の項目別評価では、6 年間で合計 4 分の 3 以上が A 評価以上となっており、今後も評価結果を法人の業務運営に適切に反映させることにより、連携・協働のパートナーとして法人の質の向上に努めていく必要があります。

《地方独立行政法人岩手県工業技術センター》

- ・ ものづくりの在り方が急速に変化する中、岩手県工業技術センターには、地域産業の支援に向け、より一層取組を進めていくことが求められています。同センターは毎事業年度及び中期目標期間における業務実績について、岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取した県の評価を受けることとされており、年度業務実績の総合評価が A となる水準を維持しています。今後も評価結果を法人の業務運営に適切に反映させることにより法人の質の向上を図り、地域産業の課題対応に向け連携・協働を進めていく必要があります。

⑦ 県出資等法人との連携・協働の推進

- ・ 平成 30 年度実施の運営評価（対象事業年度：平成 29 年度）において事業目標の達成割合が 60%以上の県出資等法人は 76%となっており、前アクションプランの計画期間の初年度である平成 27 年度実施の運営評価（対象事業年度：平成 26 年度）における同割合（60%）より 16 ポイント増加しています。県が、復興や多様化する地域課題に対応していくためには、引き続き、専門性や機動性など県出資等法人の持つ長所を生かした連携・協働に取り組み、より効果的な事業展開を図っていくことが求められています。

主な取組内容

① 県民運動の促進

- ・ 県内各界・各層の組織の横断的な参画・連携により地域社会の総合的な発展を目指すことを目的として設立された「いわて未来づくり機構」の取組に引き続き参画します。
また、県民が気軽に県民運動やまちづくりに参加できるよう、いわて県民情報交流センター（アイーナ）を活用した活動情報の発信等による参加機運の醸成に取り組みます。

② **NPOとの連携・協働の推進**

- ・ 県とNPOとの協働を推進するため、「協働推進マニュアル」や「NPOを対象に含む事業委託の手續の適正化に関するガイドライン」を踏まえた研修会の開催等を通じて、引き続きNPOとの協働の推進に取り組みます。
- ・ 地域の課題解決による持続的な地域社会づくりのため、地域の実情に応じたNPOと地縁組織、企業、行政等による連携・協働のネットワークづくりに取り組みます。
- ・ NPOが自立的に活動できるよう、「いわて社会貢献・復興活動支援基金」等を活用し、NPOの運営基盤の強化を支援します。

③ **地域コミュニティ等との連携・協働の推進**

- ・ 多様な県民ニーズに応え、地域の力が発揮された行政経営に向け、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む地域コミュニティづくりの推進や、活動を担う人材の育成などコミュニティ活動の促進を図ります。

④ **高等教育機関等との連携・協働の推進**

- ・ 地域課題の解決に向け、高等教育機関の専門的知識を活用した共同研究等を推進するため、県と高等教育機関との連携状況をまとめたデータベースを構築し、県内市町村も含めたデータベースの活用を促進します。

⑤ **企業等との連携・協働の推進**

- ・ 県民サービスの向上と地域活性化を図るため、地域貢献活動を希望する民間企業との包括連携協定の締結や、民間からの新たな連携・協働事業の提案受付などにより、民間のノウハウを取り入れた連携・協働の取組をより一層推進します。

⑥ **独立行政法人との連携・協働の推進**

《公立大学法人岩手県立大学》

- ・ 岩手県立大学が教育、研究、地域貢献の更なる充実・強化に取り組むことができるよう、岩手県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価結果を業務運営に適切に反映させ、年度計画及び中期目標の達成を支援します。

《地方独立行政法人岩手県工業技術センター》

- ・ 岩手県工業技術センターが地域産業を支援し、より一層地域社会に貢献することができるよう、岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取の上、県による業務実績評価を実施し、年度目標及び中期目標の達成を支援します。

⑦ 県出資等法人との連携・協働の推進

- ・ 復興や地域課題対応に向けた連携・協働のパートナーとして、県出資等法人の持つ専門性や機動性などの長所を活用するため、県と法人の施策の連携強化と積極的な協働に取り組みます。また、運営評価の結果を業務運営に反映させ、法人の目標達成を支援します。

目標及び工程表

① 県民運動の促進

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
いわて未来づくり機構が主催するラウンドテーブルへの参画数（回）	3回	3回	3回	3回	3回
いわて県民情報交流センターで開催する企画展示の回数（回・累計）	—	2回	4回	6回	8回
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
多様な主体による県民運動の促進		「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」「温暖化防止いわて県民会議」「交通事故防止県民運動」など県民運動の推進			
		《いわて未来づくり機構が推進する「県民運動」への参画》			
		県民運動「I L Cなど科学技術の進展への対応」の促進			
		県民運動「復興と新たな社会基盤等の活用」の促進			
		県民運動「人口減少下における地域の活力維持」の促進			
		《活動情報の発信等による参加機運の醸成》			
		オール岩手で取り組む活動の企画展示の実施			

② NPOとの連携・協働の推進

指標（単位）	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
県とNPOとの協働事業数（事業・累計）	64 事業 (2017)	67 事業	137 事業	210 事業	286 事業
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
県事業におけるNPOとの協働の推進	● 協働に関する研修会等の開催、協働による復興支援活動や地域課題解決活動の支援 →				
連携・協働のネットワークづくり	● 地域のNPOと地域住民、地縁組織、行政等の地域交流会等の開催 → ● 地域の連携・協働のネットワークの構築 →				
NPOの運営基盤の強化	● NPO活動の担い手やリーダーの育成支援 →				
	● 中間支援NPOとの連携によるセミナー等の開催 →				

③ 地域コミュニティ等との連携・協働の推進

指標（単位）	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
地域運営組織・小さな拠点が形成されている市町村数（市町村）	19 市町村 (2017)	21 市町村	22 市町村	24 市町村	25 市町村
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
地域コミュニティづくりの推進と人材育成	● 元気なコミュニティ特選団体の認証、実態調査、活動フォローアップ →				
	● 市町村との情報交換、アドバイザー派遣など地域運営組織・小さな拠点の形成支援 →				
	● 地域づくりフォーラム・地域活性化セミナーの開催など地域コミュニティ活動を担う人材の育成 →				

④ 高等教育機関等との連携・協働の推進

指標（単位）	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
地域課題解決を目的とした県内高等教育機関と関係機関による共同研究数（件・累計）	65 件 (2017)	195 件	260 件	325 件	390 件
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
共同研究等を通じた高等教育機関との連携の推進	● 県内高等教育機関等との連携による地域課題研究の実施				
	● 県内高等教育機関等との連携による地域課題研究成果の普及・促進				
	● 高等教育機関との連携状況データベースの構築				
	● データベースの更新、ブラッシュアップ				
		● 県及び県内市町村によるデータベースの活用			

⑤ 企業等との連携・協働の推進

指標（単位）	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
包括連携協定に基づく協働実績（件・累計）	108 件 (2017)	120 件	130 件	140 件	150 件
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
公共サービスマッチングシステムによる協働の推進	● 民間企業との協定締結				
	● 協働事業の実施				

⑥ 独立行政法人との連携・協働の推進

《公立大学法人岩手県立大学》

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
年度業務実績の項目別評価結果がA評価以上の項目の割合（%）	73.0% （対象年度2017）	80.0% （対象年度2018）	80.0% （対象年度2019）	80.0% （対象年度2020）	80.0% （対象年度2021）
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
業務実績評価の実施による業務運営の改善					

《地方独立行政法人岩手県工業技術センター》

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
年度業務実績の項目別評価結果がA評価以上の項目の割合（%）	96.7% （対象年度2017）	90.0% （対象年度2018）	90.0% （対象年度2019）	90.0% （対象年度2020）	90.0% （対象年度2021）
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
業務実績評価の実施による業務運営の改善					

⑦ 県出資等法人との連携・協働の推進

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
事業目標の達成割合が60%以上の法人の割合（%）	76.0% (対象年度2017)	80.0% (対象年度2018)	80.0% (対象年度2019)	80.0% (対象年度2020)	80.0% (対象年度2021)
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
県と法人の施策の連携・協働の推進					

(2) 民間活力の導入によるサービスの質の向上

現状と課題

- ・ 民間の創意工夫を活用し、公共と民間相互の強みを生かすことにより最適なサービスの提供を行うPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）¹については、これまで、指定管理者による公共施設の運営や、民間資金を活用して建設や運営を行うPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）²の導入などに取り組んできました。

平成14年に「岩手県におけるPFI導入のための指針」を策定し、「いわて第2クリーンセンター」にPFIを導入したほか、「北上浄化センター消化ガス発電事業」にPPP手法を導入し、民間の経営能力や技術的能力を活用した県民サービスを提供してきました。

更に多くの分野において、民間投資の喚起や新たな事業機会を創出し、地域の価値や県民満足度を高めていく必要があることから、平成29年度に策定した「岩手県PPP/PFI手法導入指針」に基づき、優先的に多様な手法の導入を検討し、官民連携により県民サービスを一層充実していくことが求められています。

- ・ 指定管理者制度は、平成29年度末時点で45施設において導入しており、平成29年度の管理運営状況評価において、「サービスの質」がA評価である施設の割合が51.2%の状況にあります。今後、より質が高くきめ細かな県民サービスを提供していくためには、民間活力を生かした指定管理者による公共施設サービスの質的向上が求められています。

¹ PPP (Public Private Partnership) : PFI や指定管理者制度など、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム

² PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること

主な取組内容

- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的な公共施設の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、岩手県PPP／PFI手法導入評価会議を設置し、公共施設整備事業等の発案段階において、多様なPPP／PFI手法の導入を優先的に検討します。

また、指定管理者による施設運営におけるサービスの質的向上を図るため、毎年度、各施設の管理運営状況の評価を実施し、評価結果を基に施設運営の運用改善に取り組みます。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
指定管理施設における管理運営状況評価中「サービスの質」がA評価の施設の割合（％）	51.2% (2017)	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
官民の連携・協働による質の高い県民サービスの提供		PPP／PFI手法導入評価会議による優先的検討の実施			
		指定管理施設の運営状況の評価及び施設運営への反映			

(3) 公共データの利活用の推進

現状と課題

- ホームページなどを通じて公表されている公共データは、一般的にPDF形式など加工できない形式で提供され利活用が困難であることから、公共データを加工しやすい機械判読に適したデータ形式として公開することで、民間での利用を促進し、新たなサービスの提供による地域の活性化が期待されています。

主な取組内容

- 復興や地域課題解決に向けた民間企業やNPO等の取組の活性化を図るため、県が保有する公共データを利活用が容易なデータ形式で公開し、営利・非営利を問わず二次利用を広く認め、積極的な活用を促す「オープンデータ」の取組を推進します。

また、有効な利活用事例を収集し市町村や民間事業者に提供することにより、オープンデータの利活用を推進します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
加工しやすいデータ形式でのオープンデータ公開項目数（件・累計）	97 件	112 件	127 件	142 件	158 件
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
オープンデータの推進					

(4) 県民ニーズの適切な把握

現状と課題

① 県民世論の把握

- ・ 県民世論の把握は、知事が県民と直接対話する県政懇談会をはじめ、メール・電話等で寄せられる個別広聴、県政モニター調査などがあります。平成 29 年度の主な提言内容は、観光関係 (7.8%) や震災関連 (7.8%)、I L C 誘致 (7.2%)、ふるさと振興 (5.9%)、農業振興 (5.9%)、医療関係 (5.2%) など幅広く寄せられており、その時々々の県民の多様な意見やニーズを適切に把握していくことが求められています。
- ・ パブリック・コメントは、県の施策に関する基本的な計画等について、直近 5 年（平成 25 年度～29 年度）では、平均 33 件実施しています。県民とともに作る開かれた県政の推進を図るため、引き続き、パブリック・コメント制度を適切に運用していく必要があります。
- ・ 県民意識調査、県民生活基本調査及び企業・事業所行動調査を実施し、政策評価や施策の企画・立案等に活用しており、今後も継続的な調査の実施が求められています。

② 審議会等を通じた施策への県民参画の推進

- ・ 多様な視点からの意見等を聴取するため、率先して女性委員の選任に努めていますが、平成 30 年 4 月 1 日現在、女性の割合が 32.2% と依然として低い状況にあるため、これまで以上に女性委員の選任に努め、幅広い意見等を聴取し、事業や施策等に反映していくことが求められ

ています。

また、若手委員の割合も 19.0%と低い状況にあることから、女性委員と併せて積極的に選任し、多様で幅広い意見等を聴取していく必要があります。

主な取組内容

① 県民世論の把握

- 県民の多様な意見や提言を県政に反映させるため、引き続き、県政懇談会や県政モニターによるアンケート調査など、様々な機会や手段を活用します。

また、県の施策に関する基本的な計画等の案を公表しパブリック・コメントを実施することにより、県民の多様な意見を考慮した意思決定を行います。

- 県民ニーズを適切に把握するとともに、政策評価や施策の企画・立案等に活用するため、引き続き、県民意識調査等を実施します。

② 審議会等を通じた施策への県民参画の推進

- 多様で幅広い意見を聴取し事業や施策等に反映させるため、引き続き、女性や若手委員の選任を進めます。また、審議会等を活用し、事業や施策等への多様な意見の反映に取り組みます。

目標及び工程表

① 県民世論の把握

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
県民の多様な意見の把握	● 県政提言への対応、県政への反映				
	● パブリック・コメントの実施				
客観的なデータに基づく 県民ニーズの把握	● 県民意識調査の実施				
	● 企業・事業 所行動調 査の実施	● 県民生活 基本調査 の実施	● 企業・事業 所行動調 査の実施	● 県民生活 基本調査 の実施	● 企業・事業 所行動調 査の実施

② 審議会等を通じた施策への県民参画の推進

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
審議会等委員に占める女性の割合（％）	37.4%	38.7%	40.0%	40.0%	40.0%
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
審議会等を活用した幅広い意見の反映		● 女性委員及び若手委員の選任			▶
		● 審議会等委員からの意見の聴取及び施策等への反映			▶

2 市町村との連携・協働を推進します

(1) 市町村との連携・協働の更なる推進

現状と課題

- ・ 県と市町村との連携・協働については、これまで、定期的に知事と市町村長との意見交換を開催しているほか、施策の理解増進を目的としてトップセミナーを開催するなど、県と市町村を取り巻く重要な課題に対し連携して取り組んでいます。「岩手県地方税特別滞納整理機構」による事務の共同処理など、専門的な分野において県と市町村の連携・協働が進められています。

また、市町村間の連携・協働については、定住自立圏や連携中枢都市圏などの制度を活用した広域連携のほか、自治体クラウドによる情報システムの共同利用など様々な取組が展開されています。

人口減少社会においては、高齢化や人口の低密度化により行政コストが増大する一方で、資源が限られており、県民サービスの持続可能な提供を確保していくためには、こうした連携・協働の取組を一層、積極的に進めていく必要があります。

- ・ 県には、市町村に対する連絡調整機能と補完機能を強化しながら、市町村間の連携・協働を継続的に支援していくことが求められています。特に、小規模自治体等については、各自治体の実情や意見を踏まえながら、県による事務の補完や県・市町村の二層制を超えた柔軟な支援を行うなど、地域に応じた行政の共通基盤の構築を重点的に進めていく必要があります。

主な取組内容

- ・ 県と市町村との間で認識の共有を図りながら連携を進めるため、知事と市町村長による「県政に関する県と市町村との意見交換会」や、県の関係部局長と副市町村長が議論を深める「県市町村連携推進会議」を引き続き開催します。

また、行政需要の高度化や事務処理体制の効率化の要請等に対応するため、高い専門性が求められる業務等において、引き続き、施策目標の達成に向けた県と市町村の連携を推進します。

- ・ 市町村間の広域連携を支援するため、広域連携に関する制度や先進事例等の情報提供を行うとともに、市町村同士の意見交換を実施します。
- ・ 県民に必要なサービスが持続的に提供されるよう、小規模自治体等に対し支援が必要となる業務について、具体的な支援方を検討します。
- ・ 市町村の行財政基盤の強化を図るため、市町村行財政コンサルティングを実施し、市町村との対話を通じて市町村が抱える行財政の課題解決に向けた方向性を共有し、必要な助言や支援を行います。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
市町村行財政コンサルティング実施市町村数 （市町村）	33 市町村	33 市町村	33 市町村	33 市町村	33 市町村
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
県と市町村の連携の推進	● 県政に関する知事と市町村長との意見交換会の実施				
	● 県幹部職員と副市町村長による県市町村連携推進会議の実施				
	● 「岩手県地方税特別滞納整理機構」など専門的業務における連携の実施				
市町村間の広域連携の促進	● 助言・支援				
	● 情報提供				
	● 意見交換の実施				
	● 市町村におけるニーズ把握	● 市町村間における広域連携の実施			
小規模自治体における県民サービスの持続可能な提供の確保	● 支援手法の検討、検討会の立ち上げ				● 小規模自治体に対する支援の実施
					● 検討会における検証と改善
市町村の行財政基盤の強化	● 市町村行財政コンサルティングの実施				

(2) 東日本大震災津波等の大規模災害からの復興に向けた支援

現状と課題

- これまで、県内外の自治体に対し応援職員の派遣要請を行うなど、必要な人材の確保に継続的に取り組み、被災市町村における復旧・復興事業は着実に進捗してきました。一方、一部の復興事業が長期化しているほか、こころと体のケアや災害公営住宅等への移転後のコミュニティ形成など、多様化する被災者を取り巻く課題に対応していくためには、引き続き、復興業務に従事す

る人材を確保していく必要があります。

- 被災市町村においては、震災後に応援職員間で引き継がれてきた業務の継続性の確保や、応援職員の派遣解消後の組織体制について検討が進められてきており、県としても、復興の先を見据えた県民サービスの提供体制への円滑な移行を支援していく必要があります。

主な取組内容

- 復興事業を着実に推進するため、被災市町村に対し、県職員の派遣による人的支援のほか、県内外の自治体等からの職員派遣の調整など、被災市町村の意向を踏まえながら、復興事業の進捗に合わせた人材確保に取り組みます。
- 応援職員が新しい職場や生活環境の中で安心して業務に専念できるよう、メンタルヘルスケア研修会やフォローアップ面談等を実施し、メンタルヘルスケア等のサポートを行います。
- 被災地において県民サービスが円滑に提供されるよう、市町村との意見交換を通じ、課題を共有しながら、必要な助言と支援を行います。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
（市町村）応援職員の充足率（％）	93.2%	100% (2019年4月時点)	100% (2020年4月時点)	—	—
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
復興に必要となる人材の確保		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との職員派遣の調整 応援職員の要請に関する被災市町村の意向確認 			
応援職員のメンタルヘルスケア等のサポート体制の充実			<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスケア研修会の実施 フォローアップ面談の実施 相談窓口の設置 		
被災市町村における県民サービス提供体制の構築に向けた支援		被災市町村ごとの課題整理、支援内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の状況に応じた支援の実施 継続的な意見交換、支援内容の見直し 		

(3) 広域振興局と市町村との連携・協働の更なる推進

現状と課題

- ・ 広域振興局は、住民に身近なサービスは市町村が担うことを基本としつつ、より広域的・専門的なサービスの提供などを行うことを目的として設置したものであり、これまでも市町村要望や市町村との意見交換などにより市町村のニーズの把握等に努めるとともに、地域振興を推進するための経費である地域経営推進費を活用した市町村の取組の支援など、市町村と連携した取組を行ってきました。

また、4広域振興圏の特色を生かした施策を実施する広域振興事業では、食産業や、ものづくり、観光など、地域の特性を踏まえた産業の振興を図るため、市町村や関係団体から成る広域的な連携組織による戦略的な事業を展開してきました。

人口減少が進展する中、地域の課題に適切に対応していくため、市町村との連携を更に強化していく必要があります。

主な取組内容

- ・ 県と市町村の課題の共有を図るため、市町村要望や、広域振興局と市町村との意見交換、圏域の懇談会などを実施します。
- ・ 県と市町村の協働による地域課題解決を推進するため、地域経営推進費や広域振興事業を活用し、市町村と連携した取組を進めます。
- ・ 県職員と市町村職員双方の能力の向上を図るため、県及び市町村の職員を対象とした合同の研修会や、政策課題の勉強会などの実施により、連携して地域課題に取り組みます。
- ・ 県、市町村が一体となった地方創生の取組を推進するため、地方版総合戦略の進捗状況や課題を共有し、意見交換を行う「岩手県・市町村地方創生推進連絡会議」を開催します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
地域経営推進費の活用市町村数（市町村）	33 市町村	33 市町村	33 市町村	33 市町村	33 市町村
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
市町村要望、意見交換会等の実施による地域課題の共有	● 市町村要望の実施 →				
	● 広域振興局と市町村との意見交換等の実施 →				
地域経営推進費等の活用による市町村との連携	● 地域経営推進費を活用した事業の実施 →				
	● 広域振興事業の実施 →				
連携して地域課題に取り組む職員の育成	● 合同での職員研修会・政策勉強会等の開催 →				
県、市町村が一体となった地方創生の取組	● 岩手県・市町村地方創生推進連絡会議の開催 →				
		● 第2期地方版総合戦略の検討	● 第2期地方版総合戦略の推進		

3 地方分権や県外自治体との連携を推進します

(1) 地方分権改革の推進

現状と課題

(提案募集による権限移譲及び規制緩和の推進)

- 地方分権改革の手法として平成 26 年度から開始された、地方から国に対し権限移譲や規制緩和を提案し、その実現を図る「提案募集方式」については、県からこれまで共同提案を含め 67 件提案し、うち 31 件が実現（見込み含む）しています。

人口減少社会の到来、超高齢化の進行など社会経済情勢が大きく変化する中、地方公共団体が担う役割や事務は増大すると見込まれていることから、地方が必要としている権限移譲や規制緩和を積極的に提案するとともに、地方の意欲と知恵を十分に生かすことができる制度の拡充を要請するなど、地方分権改革を一層推進していく必要があります。

主な取組内容

(提案募集による権限移譲及び規制緩和の推進)

- 地方が自らの判断と責任において取り組むことができるよう、引き続き、提案募集方式による地方への権限移譲及び規制緩和に取り組みます。
- 人口減少社会の到来や超高齢化の進行など社会経済の大きな変化に対応した地方自治を確立するため、地方の意欲と知恵を十分に生かすことができる制度拡充や地方分権改革を一層推進するための新たな手法の検討などについて、全国知事会等を通じて要請します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
本県が提案した権限移譲 や規制緩和の実現項目数 (件)	2 件 (2017)	2 件	2 件	2 件	2 件
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
地方分権改革に関する提案募集方式による権限移譲及び規制緩和の実現	● 地方分権改革による提案の実施 →				
地方分権改革を推進するための要請	● 全国知事会等を通じた地方分権改革推進のための要請の実施 →				

(2) 広域連携の推進

現状と課題

- 人口減少など自治体を取り巻く厳しい環境や、国と地方、広域自治体と基礎自治体の基本的な役割分担を踏まえた上で、緊急性、必要性、事務の性質等を勘案しつつ、前例にとらわれずに他の自治体や国と大胆かつ柔軟に連携するなど、多様な自治のあり方を模索していくことが必要となっていることから、共通する地域課題を有している全国や北海道・東北地域の自治体などと連携し、復興や地方創生などの広域的な課題に対応していくことが求められています。

主な取組内容

- 復興や地方創生などの広域的な課題に対応するため、共通する課題を有している全国の自治体と連携した取組を推進するとともに、人口減少社会への対応や地方創生への取組を積極的に進めるため、こうした連携を通じて、各種制度や施策に対する意見や要望を「地方からの声」として国に要請します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
他団体との共同提言・共同要望等の実施回数（回）	5回	5回	5回	5回	5回
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
自治体間連携の推進	●	全国知事会議における連携の推進			
	●	日本創生のための将来世代応援知事同盟における連携の推進			
	●	北海道東北地方知事会議における連携の推進			
	●	北海道・北東北知事サミットにおける連携の推進			

4 海外とのつながりを形成します

(1) 世界と岩手をつなぐ人材ネットワークの充実

現状と課題

- ・ 県では、中国における経済交流や観光誘致の拠点として、平成17年に中国・遼寧省大連市に大連経済事務所を設置したほか、「友好交流協力協定」を契機として、中国・雲南省との間で地方政府間交流を起点に農林業・青少年の相互交流など幅広い分野で交流が進展していることから、平成30年4月に中国・雲南省昆明市に雲南事務所を開設しました。

また、これまで、英語指導等を行う外国青年の招致や海外県人会を通じた研修員の受入などを行っているほか、東日本大震災津波の発災以降、復興支援などを契機とした外国人と県民との交流や多数の若者の海外への招待など、世界とつながる機会が増加しています。

このような海外とのつながりを岩手の力にしていけるため、「いわて親善大使」や海外県人会をはじめとする岩手県とゆかりのある県外在住者等との連携を深め、世界と岩手をつなぐ人材ネットワークの構築を強化していく必要があります。

主な取組内容

- ・ 世界と岩手をつなぐ人材ネットワークを強化するため、県外に在住している岩手とゆかりのあるビジネス関係者や研究者、岩手県への留学経験者などを「いわて親善大使」として委嘱し海外との交流を促進します。
また、世界各国・地域の海外県人会が活性化し、県とのつながりが一層深まるよう、活動を支援するほか、南米移住者の子弟を対象とした県費留学生や海外技術研修員の受入れを通じて、国際交流拠点の充実に取り組みます。
- ・ 新たなネットワークの構築と拡大に向け、県内学生の海外留学や地元企業等でのインターンシップを支援し、地域産業の国際化に貢献する人材を育成するとともに、海外事務所や関係機関と連携を図り、海外での商談会・イベントの開催、海外バイヤーの招聘等に取り組みます。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
いわて親善大使委嘱者数 (人・累計)	815 人 (2017)	905 人	950 人	995 人	1,040 人
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
海外との交流の促進	● 岩手とゆかりのある関係者等との連携強化、いわて親善大使の委嘱				
	● 親善大使の新たな活用方法の検討		● 親善大使の活用促進		
	● 海外県人会への活動支援、県費留学生や海外技術研修員の受入				
	● 海外県人会を通じた情報発信の検討・実施		● 県産品の海外市場展開との連携の在り方検討・実施		
海外とのネットワークの構築及び充実	● 県内学生の海外留学の支援				
	● 海外での商談会・イベント等参加、岩手へのバイヤー等招聘				

(2) 国際業務の中核を担う職員の確保・育成

現状と課題

これまで自治体国際化協会、日本貿易振興機構、外務省などに職員派遣を行ってきたほか、中国・遼寧省大連市との間で締結した「地域間連携の推進に係る協定」に基づき、平成 20 年度から平成 24 年度までの間、職員の相互派遣を行い、両地域の相互理解の促進と国際的な人材育成に取り組んでいます。

今後、ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、国際リニアコライダー (ILC) の誘致の実現など、世界とつながる大きな機会を迎え、国際関連施策が量的・質的に拡大することが見込まれることから、国際業務を担う人材の確保・育成を進めていく必要があります。

主な取組内容

● 県産品の販路開拓や外国人観光客の誘客拡大のほか、学術・文化交流など海外との多面的な交

流を推進するため、海外派遣制度を通じた職員派遣・交流等により、国際的な視野を持った職員の育成に取り組めます。

また、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を活用した国際交流員などの海外人材の任用をはじめとして、海外との経済交流や多文化共生の推進を担う職員の確保に取り組むほか、これらの人材の適正な配置により庁内の国際化を進めます。

目標及び工程表

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
国際業務を担う人材の確保・育成	● 海外派遣制度を通じた職員の海外派遣・交流の実施 →				
	● 新たな人事交流の検討 →	● 海外との人事交流の実施 →			
	● グローバル人材の確保（国際交流員等の採用・配置） →				

II

高度な行政経営を支える職員の能力向上

(基本方向)

地域社会の一員としての自覚を持って、主体的に地域課題の解決に関わり、県民が主役となった地域づくりを支えていくため、岩手県職員としてのあるべき姿を示す「岩手県職員憲章」に基づく行動の徹底を図り、県政全般を俯瞰し、県民視点で県全体の利益を追求する職員を確保・育成します。

1 開かれた県行政を担う職員を確保・育成します

(1) 地域課題に対応できる職員の確保・育成

現状と課題

- より質の高い県民本位のサービスを提供していくため、平成20年度に「岩手県職員としてのあるべき姿」として「岩手県職員憲章」を策定し、「県民本位」「能力向上」「明朗快活」「法令遵守」「地域意識」の5つの信条を全ての職員が共有し行動基準としています。

《岩手県職員憲章》

県民本位	常に県民の視点、立場に立ち、現在、そして未来の「県民全体の利益」を考え、行動します。
能力向上	創意工夫を凝らし、柔軟な発想で、「新たな課題に果敢に挑戦」します。
明朗快活	職員間の自由なコミュニケーションを通じ、「明るく、いきいきとした職場」をつくれます。
法令遵守	「規律」を重んじ、県民から信頼されるよう、「公正、公平」に職務を遂行します。
地域意識	地域社会の一員としての「自覚」と県職員としての「誇り」をもって、「誠実」に行動します。

職員憲章に掲げる県民本位の信条に基づいた行政経営を推進していくためには、職員一人ひとりが、「業務遂行能力」「政策形成能力」「合意形成能力」「組織運営能力」「自己開発力」を身に付けていくことが必要であり、これまでOJTやOff-JT(業務を離れた研修)等を通じて、5つの能力の向上に取り組んできました。

社会経済情勢が変化する中、複雑・多様化する県民ニーズに対応し県民とともに地域課題の解決に取り組んでいくため、長期ビジョンに目指す職員像を掲げています。職員憲章を全ての職員が実践し、目指す職員像の実現に向け、優秀な職員の確保や職員の能力向上の一層の充実・強化が求められています。

《長期ビジョンに掲げる目指す職員像》

高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員

- ・ 人工知能（A I）などの技術革新や、グローバル化による海外との交流の拡大など、高度・専門的な知識や経験が求められる業務が増加しており、情報通信技術（I C T）、国際関係、法務、財務等の業務分野において積極的に専門人材を確保していく必要があります。
- ・ 複雑・多様化する県民ニーズに応じていくためには、県政全般を俯瞰し、県民視点で全体の利益を追求する職員の育成が求められており、人事交流、派遣研修等を通じた多面的な業務経験や、それらを通じたネットワークの形成により、限られた職員で最大の組織パフォーマンスを発揮できる人材を計画的に育成していく必要があります。
- ・ 人口減少に伴う高齢化や人口の低密度化により行政コストが増大する中、持続可能な県民サービスの提供を確保していくためには、各市町村の実情や意見を踏まえながら、市町村との連携・協働の取組を一層強化していく必要があります。

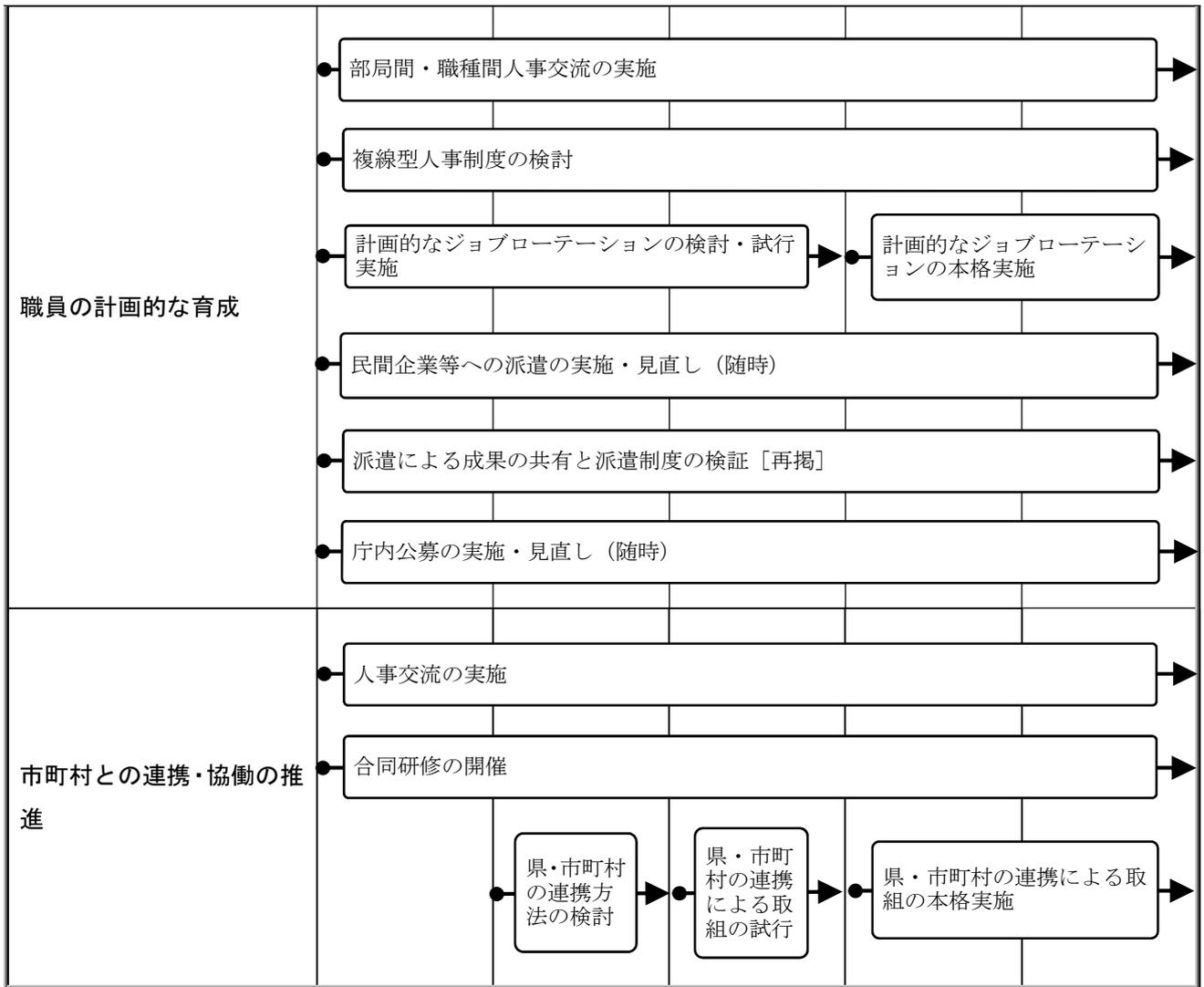
主な取組内容

- ・ 県の業務に関心を持ち、県職員を志望する人材を確保するため、大学・高校等での業務説明会やインターンシップ等の充実を図ります。
また、有為な人材を確保するため、民間職務経験者や任期付職員の採用、退職した職員の再雇用に加え、新たな職種の設定及び採用を検討します。
- ・ 情報通信技術（I C T）、国際分野など高い専門性を必要とする分野、法務や財務などリスク管理の面から強化すべき分野について、外部からの登用を検討するとともに、職員を外部研修へ派遣するなど、専門知識を有する人材の確保・育成に取り組みます。
- ・ 広い視野と高い専門性を持ち、課題解決や業務のマネジメントに当たることができる職員を育成するため、事務系職種については多様な業務に従事することに加え、全庁に関わる企画・予算・管理業務へ計画的に配置するジョブローテーションを実施します。
また、社会福祉や心理などの専門職種や技術系職種については、専門性を高めるとともに、企画や予算などの業務を経験させることにより、全庁的な視野を持ち、県政課題に対応できる職員を育成します。
これらの取組に加え、民間企業や大学院等へ職員を派遣し、業務運営の手法、能率的・機動的な対応等を習得し政策形成能力を養成するなど、キャリア形成を図るとともに、派遣の成果を組織で継承することにより、職員全体の視野の拡大と資質の向上を図ります。
さらに、職員の士気の高揚と意欲の向上を図るため、職員が希望業務・希望所属を直接申告する庁内公募を引き続き実施し、職員の希望と熱意を重視した人事配置を行います。
- ・ 県と市町村が連携して地域課題に取り組むため、市町村との人事交流を促進するなど、市町村との連携・協働を進めます。
また、県及び市町村の持続可能なサービス提供に向け、市町村等からの要請に応じて具体的

な連携方法等について協議を行い、必要なサービスが提供できる職員体制の構築を検討します。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
採用予定職員の充足率 (%)	92.8% (2018年4月時点)	100% (2020年4月時点)	100% (2021年4月時点)	100% (2022年4月時点)	100% (2023年4月時点)
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
多様な人材の確保	大学等での業務説明会の開催			大学等での業務説明会や保護者向けセミナー等の継続実施	
	技術系大学での説明会の実施や保護者向けセミナー等の拡充検討				
	インターンシップの実施	インターンシップの充実・継続実施			
		民間職務経験者等の採用			
		採用困難職種の通年募集の実施			
	新たな職種の検討 (任期付職員採用を含む。)	新たな職種の設定	新たな職種の検討・設定・採用		
専門知識を有する人材の確保・育成		外部からの登用の検討			
		外部研修等への派遣の実施・見直し (随時)			



(2) 地域意識を持ち地域貢献活動に取り組む職員の育成

現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化に伴い、地縁組織の弱体化など地域コミュニティの機能低下が懸念されており、伝統文化の継承や消防団活動など職員一人ひとりが地域社会の一員として積極的に地域活動に取り組んでいくことが求められています。

また、こうした取組を通じて、職員が業務の中で培った能力・ノウハウを地域に還元し、地域活動の活発化に貢献していく必要があります。

主な取組内容

- ・ ボランティア活動や社会貢献活動など地域活動への職員の参加を促進するため、人事評価制度において、引き続き地域活動への貢献状況を評価項目とします。また、ボランティア休暇制度の活用促進や地域活動に積極的に参画できるような仕組みについて検討します。

併せて、伝統文化の継承、消防団活動など職員による地域活動への貢献に対し表彰を奨励するなど、地域活動への積極的な参加を促進します。

目標及び工程表

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022	
地域貢献活動に取り組む 職員の育成	● 地域活動への参加促進 →					
	● ボランティア休暇制度の活用促進 →					
		● 地域活動の促進に向けた職員セミナー等の検討	● 地域活動の促進に向けた職員セミナー等の実施	→		
	● 地域活動への貢献に対する表彰の奨励 →					

(3) 復興を担う職員の確保

現状と課題

- 東日本大震災津波からの復旧・復興に取り組むため、新規採用職員数の拡大、任期付職員の採用等を行ってきたほか、全国の自治体や民間企業等から派遣いただき、職員の確保に努めてきました。引き続き、こころと体のケアや新たなコミュニティ形成支援などに対応していくため、復興を支える職員の確保が求められています。

主な取組内容

- 復興の取組を着実に進めるため、引き続き、全国の自治体等からの応援職員をはじめとする復興事業を担う職員の確保に取り組めます。
- 全国の自治体等から県や被災市町村に派遣されている職員が、豊富な経験や能力を発揮することができるよう、引き続き、関係機関による連絡会議を開催するほか、メンタルヘルス対策、各種研修会、職員面談など必要なフォローアップを実施します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値 2022	
		2019	2020	2021		
応援職員の充足率（％）	100%	100% (2019年4月時点)	100% (2020年4月時点)			
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022	
応援職員の確保	●	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 全国の自治体等への応援職員の派遣要請 </div>				
応援職員等へのフォローアップ	●	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> メンタルヘルス対策の実施 </div>				
	●	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 関係機関と連携した連絡会議、各種研修会の開催 </div>				
	●	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 職員面談及び意見交換の実施 </div>				

2 若手・女性職員の活躍を支援します

(1) 若手職員の組織的な育成

現状と課題

- ・ 職員の年齢構成は、採用数を抑制した時期もあり中堅層が少ない一方で、東日本大震災津波発災後の新規採用職員の増加によりアンバランスが生じています。若手職員の指導を担う職員が少ない中、東日本大震災津波からの復旧・復興業務や新たな行政課題に対応していくため、若手職員が早期に基礎的執務能力等を習得することができるよう、組織的に育成していくことが求められています。

主な取組内容

- ・ 職員として必要な基礎知識等の早期習得を図るため、新規採用職員研修の実施時期、内容等を見直すほか、評価面談等を通じて若手職員の能力開発の意向を把握しながら、採用から一定期間、継続して研修を受講させるなど、中長期的な視点で若手職員の育成に取り組みます。
- ・ 職員としての視野を広げられるよう、本庁と広域振興局などの出先機関をバランスよく経験させるとともに、出先機関においては県民生活に密接する業務を行う部署に重点的に配置するなど計画的なジョブローテーションを実施します。
また、所属の枠を越えて若手職員のキャリア形成上の課題解決を支援するため、先輩職員による後輩職員への個別支援であるメンター制度の充実を図ります。
さらに、国、市町村、関係団体等に職員を派遣し、多様な行政経験等を積ませるほか、民間企業や大学院等に職員を派遣し、業務運営の手法、能率的・機動的な対応等の習得を通じて政策形成能力を養成するなど、キャリア形成に取り組みます。あわせて、派遣の成果を組織で継承することにより、職員全体の視野の拡大と資質の向上を図ります。
- ・ 自己啓発の取組を促進するため、評価面談等を通じて、若手職員の意向等を把握の上、資格取得や通信講座受講の動機付けを行います。
- ・ 多様な県民ニーズに的確に応え、直面する県政課題の解決に向けて戦略的に政策を立案し効果的に展開することができるよう、施策研究会等により政策形成能力の向上を図ります。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
若手職員の研修満足度 (%)	86.1% (2017)	87.0%	88.0%	89.0%	90.0%
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
若手職員の計画的な育成	<p>新規採用職員研修の見直し</p>	<p>新規採用職員研修の実施時期・内容等の見直し (一部実施)</p> <p>採用から一定期間内の研修の必修化</p>	<p>新規採用職員研修の実施時期・内容等の見直し (本格実施)・見直し (随時)</p> <p>採用から一定期間内の研修の必修化の見直し (随時)</p>		
若手職員のキャリア形成支援	<p>計画的なジョブローテーションの検討・試行実施 [再掲]</p> <p>メンター制度の実施</p>	<p>計画的なジョブローテーションの検討・試行実施 [再掲]</p> <p>全ての若手職員に対するメンター制度の活用検討</p> <p>国や市町村への派遣の実施・見直し (随時)</p> <p>若手職員の民間企業等への派遣の実施・見直し (随時)</p>	<p>計画的なジョブローテーションの本格実施 [再掲]</p> <p>全ての若手職員に対するメンター制度の活用</p>		
若手職員の自己啓発促進	<p>若手職員の自己啓発支援制度の活用促進</p>	<p>若手職員の自己啓発支援制度の充実及び活用促進</p>			
若手職員の政策形成能力の向上		<p>若手主体の施策研究会や政策提案型調査研究などの実施</p>			

(2) 女性職員の活躍支援と積極的な登用

現状と課題

- ・ 女性職員は男性職員に比べ、育児など生活に関する事由による長期の休業や、勤務時間等の制限を受けることが多いことから、職員のキャリア形成に性別を要因とする差が生じず、あらゆる領域で女性職員が活躍できるよう、「女性活躍推進のための特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の育成や活躍に向けた取組を支援する職場づくりなどに取り組んできました。

近年、新規採用職員に占める女性の割合が増加していることから、多くの女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、支援の充実が求められています。

主な取組内容

- ・ 女性職員の更なる活躍を推進するため、特定事業主行動計画の策定・推進を通じて、子育て期間等における女性職員の希望を考慮した配置や、適性、意欲など職員個々の実情に応じた能力向上に取り組めます。
- ・ 女性職員のキャリア形成を支援するため、引き続き、キャリアデザイン研修などを実施するほか、ロールモデルとなる職員を紹介する活躍事例集を作成します。
また、幅広い職務経験や各種研修への派遣などを通じ、マネジメント力を育成し、管理職等への積極的な登用を図ります。
さらに、女性職員が先輩職員に自身の悩みやキャリアプラン等を相談しながら、自身の将来のキャリアを考える機会を増やすため、メンター制度の積極的な参加を促進します。
- ・ 管理職が、子育てや介護等を含む職員の状況を把握しながら、能力開発の方向性について助言するなど、個々の職員の状況に応じた能力開発や能力発揮を支援できるよう、管理職向け研修の充実を図ります。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
管理職 (総括課長級以上) に占める女性職員の割合 (%)	6.2%	7.6% (2019年4月時点)	9.0% (2020年4月時点)	9.5% (2021年4月時点)	10.0% (2022年4月時点)
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
女性活躍推進のための特定事業主行動計画に基づく女性活躍の推進		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定事業主行動計画の周知・取組の実施 [再掲]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定事業主行動計画の検証・見直し、次期計画の策定 [再掲]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次期特定事業主行動計画の周知・取組の実施 [再掲]</div>	
女性職員のキャリア形成支援		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画的な人事配置</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女性職員キャリアデザイン研修、女性職員リーダー研修等の実施・見直し (随時)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職員活躍事例集の活用・見直し (随時)</div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">メンター制度の実施 [再掲]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職員活躍事例集の作成</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全ての若手職員に対するメンター制度の活用検討 [再掲]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全ての若手職員に対するメンター制度の活用検討 [再掲]</div>	
女性活躍に向けた職場環境づくり	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">管理職を対象としたダイバーシティマネジメント研修の実施</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ダイバーシティマネジメント研修の充実、継続実施</div>			

3 職員の能力開発を促進します

(1) 職員の成長を支える研修の体系化・充実強化

現状と課題

- ・ 職員憲章に掲げる「県民本位」の信条に基づいた行政経営を推進していくためには、職員一人ひとりが、「業務遂行能力」「政策形成能力」「合意形成能力」「組織運営能力」「自己開発力」の5つの能力を身に付けていくことが必要であり、O J TやO f f - J T（業務を離れた研修）等を通じて、職員の能力向上の一層の充実・強化が求められています。
- ・ 職員の年齢構成は、採用数を抑制した時期もあり中堅層が少ないほか、東日本大震災津波からの復旧・復興をはじめとした様々な県政課題への対応に伴う業務量の増加などにより、これまで日常的に行われてきた丁寧なO J Tが困難となっています。また、こうしたO J Tの現状において、現行の研修制度では増加している若手職員の計画的な育成や中堅層のマネジメント力の向上への支援が困難となっており、研修体系や研修内容等について、抜本的に見直していく必要があります。
- ・ 業務領域の細分化などにより、より高度で専門的な職務遂行が求められていることから、実践的な課題解決能力の向上を目的とした研修を体系的に実施していく必要があります。
また、研修や派遣等で得た高度・専門的な知識等を広く共有する仕組みを検討していく必要があります。
- ・ 人口減少・少子高齢化、国際化や情報化の進展など、社会経済情勢が大きく変化していることから、所属の枠を越えて様々な課題を的確に把握し、課題解決に前向きに取り組む職員を育成していくことが一層求められています。

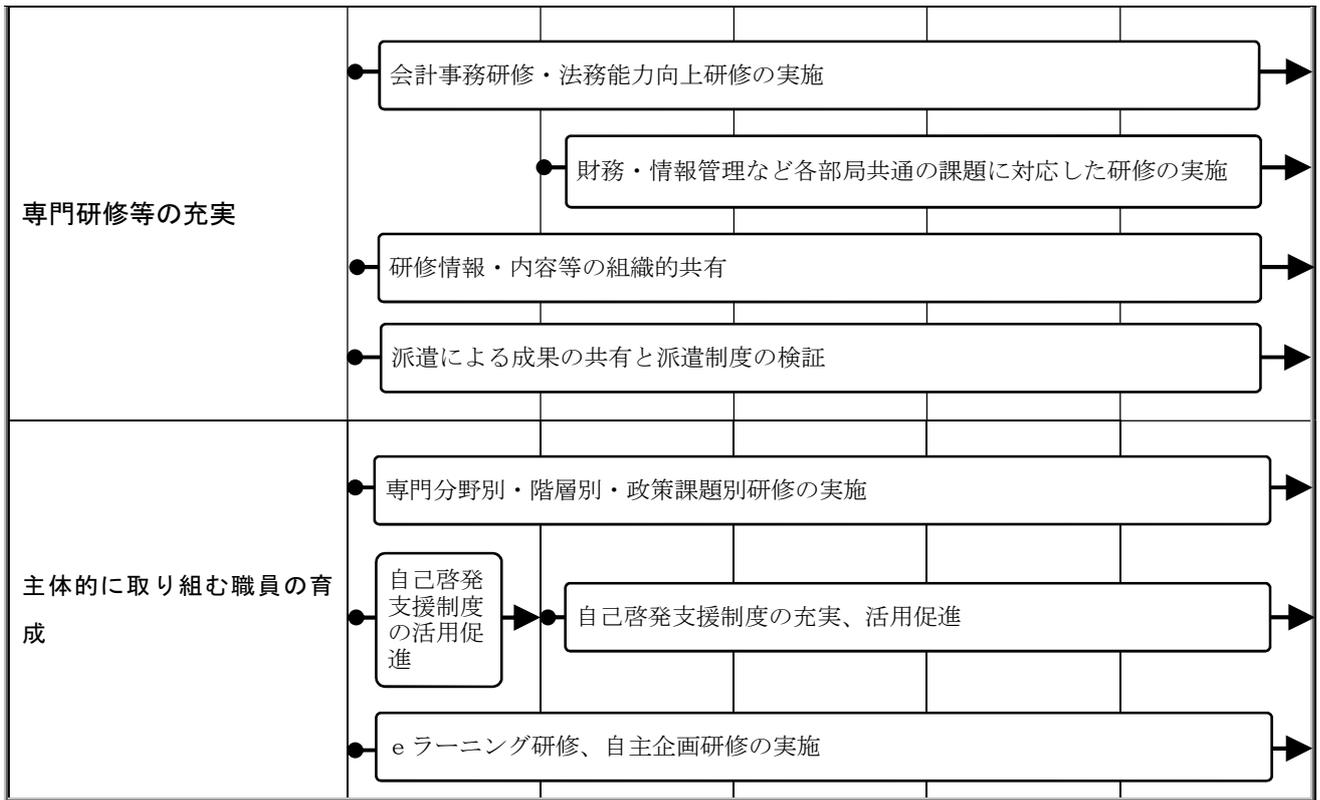
主な取組内容

- ・ 職員に求められる5つの能力の更なる向上を図るため、職員研修の実施体制を強化するとともに、研修体系の整備や研修内容等の充実強化に取り組みます。
特に、現状の職員体制を踏まえ、若手職員の基礎的執務能力等の早期習得、中堅層における基礎的なマネジメント力の向上及び自己啓発意識の向上を重点として、研修の実施時期や内容等の見直しを図ります。
また、O f f - J T（業務を離れた研修）を中心とした研修体系を見直し、専門分野別・階層別・政策課題別研修の充実を図るとともに、O J Tマニュアル等を整備し、O J Tや職場研修等に関する統一的・計画的な手法を検討し実践します。
- ・ 限られた人員で高度化する行政課題に対応するため、各部局が実施している専門研修等を充実させるとともに、研修の成果を組織で共有し、政策形成能力と高い専門性を兼ね備えた職員育成体制を整備します。

- 行政課題の複雑化に対応し、より質の高い県民サービスを提供する職員を育成するため、政策課題別の研修を実施します。また、自己啓発活動に対する支援を行い、主体的に自らの可能性や能力開発に取り組む意識の醸成を図ります。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
能力開発研修における研修満足度 (%)	84.9% (2017)	85.0%	87.0%	88.0%	90.0%
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
実践的な課題解決能力の向上に向けた研修体系の構築	<p>《研修体系の整備・見直し》</p> <p>研修体系の検証・見直し・一部試行</p>	<p>研修実施体制の強化</p>	<p>研修項目の見直し(試行)</p>	<p>研修項目の見直し(随時)</p>	
	<p>《階層別研修の充実》</p> <p>新規採用職員研修の見直し[再掲]</p>	<p>新規採用職員研修の実施時期・内容等の見直し(一部実施)[再掲]</p>	<p>新規採用職員研修の実施時期・内容等の見直し(本格実施)・見直し(随時)[再掲]</p>		
		<p>採用から一定期間内の研修の必修化の試行[再掲]</p>		<p>採用から一定期間内の研修の必修化の見直し(随時)[再掲]</p>	
	<p>主査研修、プレイングマネージャー研修の見直し・試行</p>		<p>基礎的なマネジメント力の向上に向けた研修項目の見直し(随時)</p>		
<p>《OJTマニュアル等の整備》</p> <p>OJTマニュアル・職場研修マニュアルの検討・作成</p>		<p>OJTマニュアルの周知・活用</p>			



(2) 管理監督者等のマネジメント力の向上

現状と課題

- 適切に行政課題に取り組み、組織の活性化を図るためには、職員に適切に業務を配分し、進捗管理や的確な指示を行い、成果を上げるマネジメントがより重要となっていることから、短期的な業務成果を上げるだけでなく、部下の指導・育成を長期的視点に立って適切に行い、能力を伸ばしていく取組が求められています。
- 平成17年度に組織のフラット化とグループ制の導入を行い、意思決定や業務執行の迅速化等を図ってきた一方で、若手職員の増加等によりグループの総括を担う職員の負担が大きくなっていることから、グループ総括がマネジメント力を発揮できる体制の構築が求められています。
- 中堅職員が少ない中、技術系職員の専門分野の知識・技能や豊富な経験、一般行政分野における法規、税務、予算、会計、法人監査指導などの知識や経験を組織的に継承していく必要があります。

主な取組内容

- リーダーシップとマネジメント力を有する管理監督者を育成するため、若手職員の段階から計画的なジョブローテーションを実施し広い視野と職位に応じて求められる業務スキルを身に付けさせるとともに、全体最適の視点や判断力、部下職員のキャリア形成支援など管理監督者として必要な知識・スキルを早期に習得できるようOff-JT（業務を離れた研修）の充実・

- II -

強化を図ります。

- ・ グループの総括を担う職員がマネジメント意識を持ち、マネジメント力を向上させることができるよう、研修の充実強化を図ります。
また、管理監督者とグループ総括が連携して部下職員の育成指導を担うことができるよう、グループ総括がマネジメントに専念できる体制などの検討を進めます。
- ・ 知識や技術を組織的に継承するため、再任用職員等の活用によりOJTや研修等を計画的に実施します。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
管理監督者等を対象とした研修の満足度 (%)	82.7% (2017)	83.0%	85.0%	87.0%	90.0%
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
管理職のリーダーシップ及びマネジメント力発揮の支援		<p>計画的なジョブローテーションの検討・試行実施 [再掲]</p> <p>管理監督者を対象とした研修の見直し・一部試行</p> <p>管理者マネジメント支援プログラムの実施・項目の見直し (随時)</p>	<p>管理監督者を対象とした研修の見直し (試行)</p>	<p>計画的なジョブローテーションの本格実施 [再掲]</p> <p>管理監督者を対象とした研修の見直し・本格実施 (随時)</p>	
グループ総括による職員育成の強化	<p>ブレインマネージャー研修の実施</p> <p>グループ総括の役割の明示、マネジメントに専念できる体制等の検討</p>	<p>ブレインマネージャー研修の拡充</p>	<p>ブレインマネージャー研修の実施・見直し (随時)</p> <p>体制の整備</p>		
再任用職員等による知識や技術の継承	<p>再任用職員による会計事務処理指導の実施</p>	<p>再任用職員等による若手職員の指導分野の拡大等の検討</p>	<p>再任用職員等による若手職員の指導分野の拡大等 (試行)</p>	<p>再任用職員等による若手職員の指導分野の拡大等 (本格実施) ・見直し (随時)</p>	

Ⅲ

効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに 配慮した職場環境の実現

（基本方向）

出産・育児・介護など生活の状況や、職員の年齢構成の偏在をはじめとする組織体制を取り巻く環境変化に適切に対応し、組織として高いパフォーマンスを発揮し続けていくため、業務の効率的な運営や柔軟な働き方の推進により、仕事と生活の調和を図り、職員が明るく、いきいきと働くことができる職場環境を実現します。

1 効率的で柔軟な働き方を推進します

（1） 情報通信技術（ICT）の活用等による業務の効率化の推進

現状と課題

- ・ ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）等、業務に適用可能な新たな情報通信技術（ICT）の開発が進んでおり、効率的な業務遂行や職員の柔軟な働き方を推進するため、これらの技術を活用していくことが求められています。
- ・ 基幹業務システムのオープン化やサーバ統合などにより、業務の効率化・高度化と保守・運営経費の縮減を図っており、更なる情報システムの最適化が求められています。

主な取組内容

- ・ 効率的な働き方を推進するため、ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）など新たな情報通信技術（ICT）の行政事務への適用について、可能性を調査するとともに、他都道府県等や国におけるモデル事業の進捗を踏まえながら、導入に向けて検討を進めます。
- ・ 更なる情報システムの最適化を図るため、庁内情報システムのクラウド化を進め、業務の効率化・高度化と保守・運営経費の縮減に取り組みます。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
新たな I C T 技術による 業務効率化件数 (件・累計)	—	1 件	2 件	4 件	6 件
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
新たな I C T 技術の活用 による業務の効率化		● 新技術の導入調査の実施 →			
			● 新技術の導入に向けた試行・効果測定 →		
				● 拡大方策の検討 →	
情報システムの最適化		● 庁内クラウドの更新の実施 →			
		● 個別業務システムのサーバ統合の実施 →			
		● 新規システム構築時のクラウド化の実施 →			

(2) 柔軟な働き方ができる勤務環境の推進

現状と課題

- ・ 子育て・介護などを行う職員の心身の負担軽減を図るため、時差通勤、早出遅出勤務制度の導入や在宅勤務制度の導入に向けた実証実験を行ってきました。今後は、年齢や男女を問わず育児や介護等の事情で時間的な制約がある職員が増加することが見込まれることから、情報通信技術 (I C T) を活用した柔軟かつ効率的な働き方ができる環境を整備していく必要があります。

主な取組内容

- ・ 勤務場所や勤務時間などによる制約を最小限とし、職員が育児や介護などの個々の実情に応じた働き方ができるよう、サテライトオフィスなどテレワークの導入に向けた環境整備を進めます。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
サテライトオフィスの拠 点数（箇所・累計）	—	2 箇所	5 箇所	8 箇所	8 箇所
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
テレワークの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● テレワーク環境整備 ● テレワークに係る勤務条件等の課題検討・整備 ● サテライトオフィスの設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● テレワークの実施及び課題検討 ● サテライトオフィスの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者等の拡大 ● サテライトオフィスの設置箇所の拡大 		

(3) 子育て世代職員への支援の充実

現状と課題

① 次世代育成支援の推進

- ・ 子育てしやすい職場環境の実現等に向け、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援のための特定事業主行動計画」を策定し、育児休業の取得の促進や超過勤務の縮減などの取組を進めており、引き続き、様々な子育て支援制度の周知や制度利用者の不安感の解消などに取り組んでいく必要があります。
- ・ 育児休業を取得した職員に対し代替職員を配置していますが、多くが臨時職員の配置となっており、育児休業の取得に当たり安心して休業できる体制を整備していく必要があります。

② 職場復帰のサポート体制の充実

- ・ 「女性活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、育児支援計画シートを用いて、子どもが生まれる職員と所属長が面談を行い、育児休業からの職場復帰後の支援に取り組んでいます。今後は、育児休業から復帰する職員に対する相談体制を整備するほか、先輩職員に相談しながら、自身の将来のキャリアを考える機会となるメンター制度の活用などにより、安心して職場に復帰することができるサポート体制の充実を図っていくことが求められています。

③ 庁内保育施設の整備等

- ・ 県内では、例年、4 月 1 日時点で待機児童が発生し、年度内に増加する傾向にあることから、

低年齢児の年度途中の入所が難しく復職を延期する職員もいるなど、子どもの預け先の確保が課題となっています。近年、新規採用職員数の増加や女性職員の採用比率の高まりに伴い、安心して業務に専念でき、子育てしやすい環境を整備していく必要があります。

主な取組内容

① 次世代育成支援の推進

- ・ 職員が働きながら安心して子どもを生み育てることができる勤務環境を整備するため、「次世代育成支援のための特定事業主行動計画」の策定や推進を通じて、所属長との面談やハンドブック等を活用した情報提供により様々な子育て支援制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組めます。
- ・ 職員が育児休業を取得しやすい環境づくりに向け、業務の実情等を踏まえ、臨時職員に加え正職員による代替職員の配置を検討します。

② 職場復帰のサポート体制の充実

- ・ 安心して育児休業等から復帰できるよう、「女性活躍推進のための特定事業主行動計画」の策定や推進を通じて、職員の相談窓口を整備するとともに、業務に関する情報提供や能力開発研修の実施など、サポート体制の充実に図ります。
また、女性職員が先輩職員の悩みやキャリアプラン等を相談しながら、自身の将来のキャリアを考える機会を創出するため、メンター制度の積極的な参加を促進します。

③ 庁内保育施設の整備等

- ・ 職場に近接する保育所の利用により、送迎時間の短縮や子どもの病気等の突発的な事案にも迅速に対応できるなど、職員の仕事と生活の両立を適え、安心して職務に専念できる職場環境の実現につながることから、盛岡地区においては、地域のニーズを把握しながら庁内保育施設の設置に向けた準備を進めます。
また、その他の地区についても育児休業中の職員が、希望する時期に復職できるよう、保育サービス利用への支援など必要な取組の実施を検討します。

目標及び工程表

① 次世代育成支援の推進

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
子育てしやすい職場環境の推進	● 特定事業主行動計画の周知・取組の実施	→			
	● 特定事業主行動計画の検証・見直し、次期計画の策定	→	● 次期特定事業主行動計画の周知・取組の実施	→	
	● 育児支援計画シートによる職員と所属長との面談の実施				→
	● 「仕事と家庭の両立ハンドブック」の周知（毎年改定）・意識啓発				→
	● 子育て支援セミナーの開催、メールマガジンの配信				→
育児休業を取得しやすい環境づくり	● 育児休業代替職員の配置	→			
	● 正職員（任期付職員を含む）による代替職員の検討	→	● 正職員（任期付職員を含む）も含めた育児休業代替職員の配置	→	

② 職場復帰のサポート体制の充実

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値	
	2018 見込	2019	2020	2021	2022	
育児支援計画シートによる面談実施割合（％）	65.0% (2017)	100%	100%	100%	100%	
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022	
女性活躍の推進に向けた環境づくり						
	●	特定事業主行動計画の周知・取組の実施			●	次期特定事業主行動計画の周知・取組の実施
			●			●
			●			
	●					
	●					
	●					
	●					
	●					
	●					

③ 庁内保育施設の整備等

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
庁内保育施設の設置	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 検討委員会・ワーキンググループによる調査検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 設計委託、改修工事の実施 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 保育事業者の公募 入所者の募集・決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 開所 </div>	

(4) 仕事と生活の調和がとれた職場環境の推進

現状と課題

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 職員の仕事と生活の調和に向け、ワーク・ライフ・バランスシートの活用を通じた職員が置かれている状況の把握や、「働き方改革推進強化月間」における総労働時間の削減に向けた取組の強化などにより、ワーク・ライフ・バランスを重視し奨励する組織風土を醸成していくことが求められています。
- ・ 知事部局における年間の平均超過勤務時間数は、東日本大震災津波発災前の142.2時間から平成29年度は178.9時間と、発災以降は高止まりの状況にあり、更なる業務改善や、超過勤務の縮減、休暇等の取得の促進に取り組んでいく必要があります。

② 質の高い教育環境の充実に向けた教職員の負担軽減

- ・ 急速に変化する社会状況等を踏まえた教育への対応など学校・教職員の役割が拡大している中、平成29年度の月当たりの時間外勤務80時間以上の教職員の割合が、高校では12.4%となるなど、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組が求められています。

主な取組内容

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスを組織に定着させるため、職員と管理職との面談や、管理職を対象とした研修などを通じて職員の意識啓発に取り組みます。
 また、各部局等に配置している「働き方改革推進員」による優良事例の周知や新たな取組の展開、ワーク・ライフ・バランスを実践している職員の表彰など、職員間に自発的な取組が広がる仕組みを検討します。
- ・ 職員の長時間労働を是正し、心身の健康に対するリスクを軽減するため、超過勤務の多い職員や所属長を対象にヒアリングを実施し、業務量の平準化や日々の業務改善などの取組を進め

ます。

また、職員のワーク・ライフ・バランスが達成できるよう、モバイルワークなど情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化に取り組むとともに、「働き方改革推進強化月間」の推進や、休暇等を取得しやすい職場環境づくり、超過勤務の縮減に取り組みます。

② 質の高い教育環境の充実にに向けた教職員の負担軽減

- ・ 複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するため、教育が担っている業務を見直すとともに、スクールカウンセラーなどの専門能力スタッフや部活動指導員などの地域人材の参画により課題の解決に当たる「チームとしての学校」の推進に向け、小学校6年生への少人数学級の拡充や、スクールサポートスタッフの配置等を行います。
- ・ 業務の効率化を図るため、教職員業務改善の取組として、学校経営マネジメントに関する研究や教員等のワーキンググループによる業務のスクラップアンドビルドの検討等を行います。
- ・ 部活動の適正な運営を図るため、部活動指導員の配置や、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底を推進します。

目標及び工程表

① ワーク・ライフ・バランスの推進

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
男性職員の育児休業等取得率 (%)	85.7% (2017)	100%	100%	100%	100%
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
組織風土の醸成と働き方改革の取組の推進	●	所属長による職員への意識啓発及びワーク・ライフ・バランスシートを用いた面談の実施			
	●	●	管理職への実践研修		
	●	●	働き方改革推進員による優良事例の周知・展開		
	●	ワーク・ライフ・バランスの推進につながる表彰の奨励			
	●	●	●	ワーク・ライフ・バランスの推進につながる取組の拡大	
			●	ワーク・ライフ・バランス推進のモデルとなる取組の実施	
総労働時間の削減	●	所属長による繁閑調整や業務改善・長時間労働の是正のためのヒアリングの実施			
	●	新たなICT技術の活用による業務の効率化の推進			
	●	「働き方改革推進強化月間」の設定による総労働時間の削減に向けた取組の強化			
	●	定時退庁日の設定・励行			
	●	スケジュールの共有等による定期的・計画的な休暇取得の促進			

② 質の高い教育環境の充実にに向けた教職員の負担軽減

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
中学校に部活動指導員を配置する市町村数 （市町村・累計）	4 市町村	25 市町村	30 市町村	33 市町村	33 市町村
部活動指導員を配置している県立高等学校数 （校・累計）	27 校	48 校	57 校	63 校	63 校
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
「チームとしての学校」の推進	● 小学校5年生への少人数数学級の拡充	● 小学校6年生への少人数数学級の拡充及び小・中学校全学年への継続実施			
	● スクールサポートスタッフの配置等の実施				
教職員の業務改善	● 学校経営マネジメントに関する調査研究の実施	● 調査研究効果の波及・新規の取組の検討			
	● 教員等のワーキンググループによる業務のスクラップアンドビルドの検討・実施				
部活動の適正な運営	● 部活動指導員の配置の実施				
	● 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底の推進				

2 明るく、いきいきとした職場環境づくりを推進します

(1) 仕事の質の向上を図る職場風土の醸成

現状と課題

- 各所属においては、岩手県職員憲章の実践として業務方針を策定し、組織の目的・役割を明らかにするとともに、業務上や組織運営上の課題解決に向け、マネジメントサイクルによる業務運営を進めており、引き続き、岩手県職員憲章の定着と実践が求められています。
- 自主的・自律的に組織パフォーマンスの向上に取り組む職場風土を醸成するため、「G・I（ジーアイ）グランプリ」を実施し、平成 24 年度から平成 29 年度までの間に 500 件以上の改革改善提案がありました。引き続き業務改善に取り組むとともに、先進事例等を全庁で共有することにより、働き方改革につながる仕事の質の向上を図っていく必要があります。
また、デジタル技術を活用し不断に行政内部の業務の在り方などを見直すことにより、利用者中心のサービスの充実につなげていく必要があります。

主な取組内容

- 岩手県職員憲章の実践による仕事の質の向上を図るため、各所属において業務方針を策定し、職員間で議論や検証を重ねながら、組織ミッションの達成を目指す職場風土の醸成に取り組みます。また、岩手県職員憲章の理念に対する理解及び実践を促進するため、新採用職員研修をはじめとする各種研修の機会を活用し周知を図ります。
- 職員一人ひとり又は所属において、不断に行政の質の向上に取り組んでいくため、日々の業務の中での工夫事例やアイデアを全庁で共有し、浸透・発展を図る取組を実施します。
また、ワーク・ライフ・バランスを推進する職員に対する表彰の奨励により、業務改善に積極的に取り組み、評価する組織風土の醸成を図ります。
さらに、技術革新が著しい情報通信技術（ICT）の活用等により、一連のサービス全体が「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」な利用者視点のサービスの実現を目指し、デジタル化に対応した行政内部の業務やワークスタイルの在り方を調査研究します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
職員提案事例の展開件数 （件・累計）	—	3 件	6 件	9 件	12 件
職員提案件数（件）	80 件	90 件	90 件	90 件	90 件
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
岩手県職員憲章の実践		● 業務方針の策定・実践・検証			
		● 研修等を通じた職員憲章の周知			
行政の質の向上の推進		● 「いいね！アワード」（仮称）の実施			
			● 前年度の優良提案事例の他所属への展開		
				● 優良提案事例の展開状況等の外部公開	
		● 職員提案データベースの構築・運用			
		● 職員と幹部職員との意見交換における提案事項の展開			
		● ワーク・ライフ・バランスの推進につながる表彰の奨励[再掲]			
		● デジタル化に対応したサービスやワークスタイルの在り方の調査研究			

（２） 職場活性化に向けた健康経営の推進

現状と課題

① 質の高い県民サービスの提供に向けた職員の健康増進

- ・ 知事部局においては、定期健康診断の結果が「健康」と判定される職員の割合が、平成 29 年度は 42%となるなど近年 50%を下回る状況となっています。

また、精神疾患を理由とする療養者が平成 29 年度は 57 人となるなど近年 50 人を超える状況となっており、少子化などにより労働人口の減少が見込まれる中、県政運営に必要な職員の確保・定着を図り、職員の健康維持・増進に取り組んでいく必要があります。

さらに、職場におけるハラスメントは、被害者の人格や尊厳を傷付けるだけでなく、職場の士気低下など職員に与える影響が大きいことから、ハラスメント対策の強化が求められています。

② 質の高い教育環境の充実にに向けた教職員の健康確保

- ・ 心とからだに不調を抱える教職員は、県立学校で14日以上 of 病気療養を要した者が平成29年度は103人、うち精神疾患を理由とする療養者が36.9%（38名）を占めるなど、近年高止まりの状況にあり、役割の多様化に伴い教職員が抱える心理的負担感の軽減が求められています。

主な取組内容

① 質の高い県民サービスの提供に向けた職員の健康増進

- ・ 職員の健康維持・増進を図るため、健康診断データに基づく生活習慣改善行動計画の策定支援や情報提供を行うとともに、特定保健指導対象者に対する生活習慣病予防対策等を実施します。
また、運動施設を活用した運動習慣の確立・定着に向けた支援に取り組みます。
- ・ メンタルヘルス不調を未然に防止するため、メンタルヘルスに関する意識啓発やストレスチェックなどを行うとともに、健康相談によるメンタルヘルス不調者の早期発見や、職場復帰訓練などによる円滑な職場復帰に向けた支援に取り組みます。
- ・ ハラスメントの防止に向け、基本方針の見直し等による職員の意識啓発や、管理監督者を中心とした研修の実施に取り組みます。
また、相談窓口を継続設置し、ハラスメントに関する相談対応の充実を図ります。
- ・ 長時間労働による職員の心身の不調を防止するため、勤務時間を客観的に把握できる仕組みを検討します。

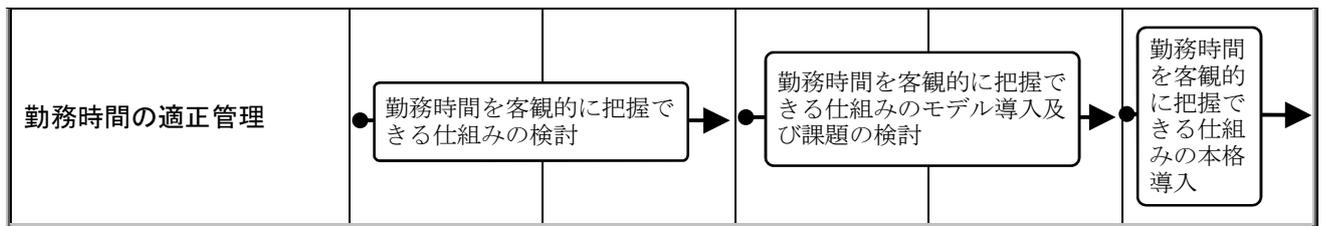
② 質の高い教育環境の充実にに向けた教職員の健康確保

- ・ 長時間労働による教職員の心身の不調の防止に向け、勤務時間を適正に管理するため、タイムカード等による客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定、留守番電話等による時間外対応の体制整備を行います。
- ・ 各学校の労働安全衛生体制をこれまで以上に充実させるため、小中学校を対象とする労働安全衛生管理研修会の開催等を行います。
- ・ 教職員の心とからだの健康を確保するため、長時間勤務者への産業医による保健指導の強化や、専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置を行います。

目標及び工程表

① 質の高い県民サービスの提供に向けた職員の健康増進

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
定期健康診断において「健康」と判断される職員の割合（％）	42.0%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
生活習慣病予防対策等の推進	●	健康情報提供サイト「QUPIO（クピオ）」による健康診断データに基づく生活習慣改善行動計画の策定支援や情報提供の実施			
	●	生活習慣測定会の実施			
	●	運動施設を活用した運動習慣の確立、定着支援等の実施			
メンタルヘルスケアの推進	●	管理監督者を対象としたセミナーの開催			
	●	安全衛生担当者等研修会の開催			
	●	●	ストレスチェックの効果的な活用の検討・実施		
	●	精神科嘱託医等による健康相談の実施、職場復帰・再発予防の支援			
ハラスメントの防止及び対策の強化	●	●	ハラスメント防止基本方針の徹底		
	●	●	コンプライアンスマニュアルの見直し		
	●	●	研修の実施		
	●	相談窓口の設置（継続）			



② 質の高い教育環境の充実にに向けた教職員の健康確保

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
勤務時間の適正管理	タイムカード等による客観的な勤務時間把握				
	盆・年末年始等の学校閉庁日の設定				
	留守番電話等による時間外対応の体制整備				
労働安全衛生体制の確立・充実	小・中学校を対象とする労働安全衛生管理研修会の開催等				
心とからだの健康対策	長時間勤務者への産業医による保健指導の強化				
	専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置				

(3) 地域とともに実現する働き方改革

現状と課題

- 県内企業は、他の都道府県の企業に比べ労働時間が長く、年次有給休暇の取得率が低い状況にあることから、県では、知事による「イクボス宣言」や「いわて働き方改革推進運動」などにより、県内企業の働き方改革の推進に取り組んでいます。社会全体で、結婚、妊娠、出産、子育てを支え、安心して子どもを生み、育てることができる環境や介護、地域活動に参画できる環境を実現するため、県が率先して取り組み、県内企業の働き方改革を牽引する役割が求められています。
- 育児をしている者が働きたいと思ったときに働くことができる子育てしやすい環境づくりを、地域とともに進めていく必要があることから、庁内保育施設の整備に当たって、岩手県職員だけでなく、地域住民の子育て環境の向上も踏まえて検討していくことが求められています。

主な取組内容

- 県民が持てる力を存分に発揮し、自らの希望に応じて活躍するとともに、育児や介護、地域活動に積極的に参画できるよう、全県的な気運の醸成に取り組みます。
 また、岩手県が率先して働き方改革に取り組み、県や民間企業等の取組状況を情報発信することにより、県内における働き方改革を牽引していきます。
- 岩手県職員のみならず、地域住民の子育て環境の向上を図るため、地域の子どもの受入れも含めて、庁内保育施設の設置に向けた準備を進めます。

目標及び工程表

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
働き方改革の機運の醸成					
地域の子育て環境の向上					

IV

戦略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

(基本方向)

事業を有効かつ効率的に実施するため、PDCAサイクルの徹底を図るとともに、機動的で戦略的な組織マネジメントを推進するなど、限られた経営資源を最大限有効活用し、県民サービスの質の向上を図ります。

また、内部統制によるリスクマネジメントの強化などにより、行政の適正性と透明性を確保し、県民の信頼に応える行政経営を推進します。

さらに、この計画に掲げる政策を着実に推進するため、中長期的な視点を持って不断の改革に取り組み、将来にわたって安定した財政構造の構築に取り組みます。

1 県民サービスの質の向上につながる提供システムを充実します

(1) 県民サービスの利便性の向上

現状と課題

① 情報通信技術（ICT）等の利活用の促進

- ・ インターネットを活用した行政手続きのオンライン化が進められており、情報通信技術（ICT）等の活用による県民の負担軽減や適切な行政情報の提供等が求められています。
- ・ ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）など、業務に適用可能な新たな情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化や利用者視点のサービスの提供が求められています。

② 県税の多様な納付方法の推進

- ・ 県税の納付については様々な納付方法を提供していますが、一部の税目に限って提供している方法もあることから、生活スタイルに応じて多様な納付方法が選択できるよう利用可能税目の拡充が求められています。

主な取組内容

① 情報通信技術（ICT）等の利活用の促進

- ・ 電子申請・届出等システム、統合型地理情報システム（GIS）、県民向け情報公開用Webデータベース等の機能改善など、情報通信技術（ICT）を活用した県民サービスの利便性向上を図ります。
- ・ 多様なニーズや生活スタイルに応じた、きめ細かなサービスの提供を進めるため、ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）など、業務に適用可能な新たな情報通信技術

(ICT) の活用可能性を検討します。

② 県税の多様な納付方法の推進

- 県税の多様な納付方法を提供するため、引き続き、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付を推進するとともに、県民の利便性の向上を図るため、自動車税以外の税目への拡充を検討します。

目標及び工程表

① 情報通信技術 (ICT) 等の利活用の促進

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
電子申請・届出等件数(件)	10,000 件	10,300 件	10,600 件	10,900 件	11,200 件
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
県民サービスの利便性の向上	《電子申請・届出等システムの利用促進》				
	● システム利用手続の拡大、利活用促進				
	● 様式ダウンロードサービスの統合・運用		● システム更新		
	《統合型地理情報システム(GIS)の利用促進》				
	● 提供データの拡充、利活用促進				
				● システム更新	
新たな ICT 技術の活用可能性の検討	《県民向け情報公開用 Web データベースの利用促進》				
	● 提供データの拡充、利活用促進				
	《マイナンバーカードの利活用促進》				
	● マイナンバーカードの普及促進				
	● マイナンバーカードの利便性向上に向けた市町村への働きかけ				
		● 新技術の導入可能性調査	● モデル事業の実施検討	● モデル事業の実証実験の実施	● モデル事業の実施

② 県税の多様な納付方法の推進

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
多様な納付方法の提供				対応税目の拡充の検討	対応税目の拡充に向けた事前準備
					対応税目の拡充の検討

(2) 政策評価の質の向上

現状と課題

- 政策評価の結果を次の施策や事業に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組んでいく必要があります。
- 県が行う内部評価とは異なる視点を評価に反映させることにより、政策評価の客観性を一層高め、その質の向上を図っていく必要があります。

主な取組内容

- 総合計画の実効性を高め、その着実な推進を図るため、引き続き、政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させていきます。
- 政策評価の客観性を高めるため、外部有識者で構成される政策評価委員会の意見を、引き続き評価等に適切に反映させていきます。
また、政策評価の質の向上を図るため、県民意識調査の結果を詳細に分析するとともに、県民を対象としたワークショップ等を開催することで、県民の意向を幅広く把握し、その内容を評価に反映させていきます。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
政策評価の結果を次の施策等に反映させた割合 (%)	100%	100%	100%	100%	100%

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
成果を重視する行政の推進	● 総合計画アクションプラン（政策プラン）の政策評価の実施				
	● 事務事業評価の実施				
政策評価の客観性の向上	● 政策評価委員会の開催				
	● 県民意識調査結果の分析				
	● 県民を対象としたワークショップの開催				

(3) 公共調達最適化の推進

現状と課題

- 県が発注する契約については、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、契約の過程や内容の透明性、競争の公正性、経済性への配慮、ダンピングの防止、価格以外の多様な要素を考慮するなど、総合的に優れた内容であり、従事する者の適正な労働条件が確保された契約の締結等を推進しています。

平成 29 年 4 月 1 日から特定県契約について報告制度の運用が開始となり、報告の対象となった特定県契約に従事する労働者には最低賃金等の法令違反は見られなかったものの、国が行った「最低賃金に関する基礎調査」では、依然として最低賃金未満の労働者がみられることから、本条例の適切な運用を通じて、全県的に適正な労働条件の確保などが図られるよう取組を推進していく必要があります。

また、県が発注する契約を活用し、社会的な価値の向上を図る取組が必要となっています。

- 東日本大震災津波復旧・復興工事の進捗を最優先とするため、入札においては様々な特例制度を設けて対応していますが、今後、復旧・復興工事の発注が減少していくことから、入札不調の推移や落札率等の入札動向、県内情勢を踏まえた特例制度の見直しについて、検討していく必要があります。
- 高齢化が進む建設業界では、今後 10 年間で建設技能労働者の大量退職が見込まれる一方、若年層の割合が低いことから、人材不足により社会資本等の維持管理等に支障が生じる懸念があります。

主な取組内容

- 県が発注する契約について、県契約を通じた適正な労働条件を確保し、事業者が行う持続可能

- IV -

で活力ある地域経済の振興と社会的な価値の向上を図る取組を促進するため、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、総合的に優れた内容であることが確保された契約の締結等を引き続き推進します。

特に、障がい者等の雇用の促進、県民の安全で安心な生活、環境への配慮、男女共同参画の推進などの社会的な価値の向上に配慮した入札・契約を一層推進します。

- ・ 復興後の県内情勢を見据えた工事入札制度とするため、入札不調の推移や落札率等の入札動向に応じて、特例制度ごとに廃止、改正等のふり分け、施行時期の検討を行います。
- ・ 社会資本等の維持管理や除雪などを担う建設企業を確保するため、地域に精通した複数企業による包括的な体制で行う地域維持型契約方式の導入を、それぞれの地域の実情を踏まえて検討・実施します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
特定県契約における法令遵守の割合（％）	100%	100%	100%	100%	100%
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
県が締結する契約に関する条例の適切な運用と基本理念の実現を図るための取組の推進	● 岩手県契約審議会及び県契約条例推進会議の開催				
	● 特定県契約に係る法令遵守状況報告の実施				
	● 条例の基本理念の実現を図る取組状況の公表				
	● 障がい者等の雇用の促進、県民の安全で安心な生活、環境への配慮、男女共同参画の推進などの社会的な価値の向上に配慮した入札・契約の実施				
建設工事の入札制度の適切な運用					
● 入札状況に応じた特例制度の見直し					
地域維持型契約方式の導入					
● 地域の実情を踏まえた検討・実施					

(4) 行政情報の適正な管理と公開の推進

現状と課題

① 情報公開の推進と適正な文書管理

- ・ 県が作成した公文書などの行政情報については、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県民が共有する知的資源として適正に管理し、その内容を将来に伝えていく必要があります。

また、平成 29 年度の行政文書の開示請求件数は約 3,000 件となっており、県が保有する情報や行政文書への県民の関心は高い状況にあることから、行政情報の適正な管理に加え積極的な公開が求められています。

② 適時的確な県政情報の提供

- ・ 県の施策等は、知事の定例記者会見や記者発表、県広報誌「いわてグラフ」、テレビ・ラジオ番組などにより広く県民に発信しています。県政モニター調査によると、県政情報が十分に提供されていると思う人の割合は 62%（平成 30 年度調査、「ややそう思う」を含む）であり、この数年はほぼ同水準で推移していますが、高齢社会の進展やライフスタイルの多様化などに合わせた広報の展開・充実が求められています。
- ・ 自治体広報は、ホームページやツイッター等の SNS、インターネット上の動画などの活用が広がり、県でも取組が進んでいます。広聴広報課ツイッターのフォロワー数は 65,499 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）と多くの方々に利用されている状況にあります。今後、技術革新に伴う新たな情報ツールの開発や普及に対応し、県民が利用しやすい媒体による県政情報の提供に取り組んでいくことが求められています。

主な取組内容

① 情報公開の推進と適正な文書管理

- ・ 県行政に対する県民の理解を深め、透明性の高い行政を確保するため、行政情報の適正な管理と公開を進め、県民による利用を促進する取組を進めます。

② 適時的確な県政情報の提供

- ・ 県民に県の施策等を広く周知するため、知事の定例記者会見や記者発表など、報道機関を通じた情報発信（パブリシティ）のほか、県広報誌「いわてグラフ」やテレビ・ラジオ番組、ホームページ、インターネット動画、SNS など多様な媒体を効果的に活用し、分かりやすく発信します。また、職員の情報発信能力の向上を図る研修を実施します。
- ・ 県ホームページについては、災害時等において随時の情報発信を可能とし、高齢者・障がい者など多くの方が容易に利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したリニューアル（平成 31 年 4 月供用開始）を実施し、職員の操作研修等により適切な管理・運営を行います。

また、インターネットやSNSを活用した積極的な情報発信と、新たな広報手法の研究に取り組みます。

目標及び工程表

① 情報公開の推進と適正な文書管理

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
自主公表新規実施・充実件数 (件)	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
行政情報の提供の充実	● 文書管理、情報公開制度研修等の実施				
	● 文書管理の点検・評価の実施				
	● 各種情報公開関係制度の周知・充実				

② 適時的確な県政情報の提供

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
広報に関する職員研修への参加者数 (人)	200 人	250 人	250 人	250 人	250 人
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
適時的確に発信する分かりやすい広報	● 多様な媒体による広報の実施				
	● 広報に関する職員研修の実施				
インターネットによる情報発信の強化	ホームページのリニューアル	ホームページの供用開始	ホームページ運用保守		
	● インターネット・SNSによる情報発信、新たな広報手法の研究				

2 多様なニーズに応える公営企業や県出資等法人の健全経営を推進します

(1) 良質な医療の持続的な提供に向けた県立病院等の事業運営

現状と課題

- ・ 岩手県における人口 10 万人当たりの医師数は、全国平均を下回る状況が続いており、特に県北や沿岸部の医師が不足するなど依然として厳しい状況が続いています。人口減少や急速な高齢化など社会を取り巻く環境が大きく変化していますが、医師不足等の限られた医療資源の中、県立病院群が持つネットワークの強みを生かしながら、地域医療の確保に向けて取り組んでいくことが求められています。

主な取組内容

- ・ 県全体の医療提供体制の中で、県立病院に求められる役割を果たしていくとともに、県民（患者）の立場に立ち、より信頼され、愛される病院づくりを実現するため、「岩手県立病院等の経営計画《2019-2024》（仮称）」（平成 30 年 12 月策定予定）を着実に推進します。
- ・ 医師不足など限られた医療資源の中で、県民に良質な医療を持続的に提供するため、県立病院間はもとより、圏域の医療機関、介護施設等との役割分担と連携を一層進めます。
- ・ 県民から信頼される良質な医療を提供するため、患者中心の安全・安心な医療の提供を目指した取組を進めます。
- ・ 医師不足の解消に向け、必要な病院・診療科に医師を育成・確保するための取組を推進するとともに、医師・医療従事者の負担軽減を図るため、専門資格職員の計画的育成、職種間の連携を推進します。
- ・ 職員の資質の向上を図るため、職員の満足度を高めながら、専門資格職員の計画的養成や効率的な配置、働きやすい職場環境の整備、キャリアデザインに応じた人材の育成を推進します。
- ・ 持続可能な経営基盤を確立するため、経営の効率化を目指した取組を進めるとともに、患者数や診療報酬改定等の環境の変化に的確に対応します。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
患者満足度調査における満足度（上段：入院、下段：外来（％））	93.6% (2017)	94.2%	94.5%	94.8%	95.2%
	94.8% (2017)	94.9%	94.9%	94.9%	95.0%
新規招聘医師数（人）	9人	9人	9人	9人	9人
経常収支比率（％）	100.1% (2017 決算)	101.6%	101.5%	101.6%	101.5%
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
「岩手県立病院等の経営計画《2019-2024》（仮称）」の着実な推進	「岩手県立病院等の経営計画《2019-2024》（仮称）」の策定	「岩手県立病院等の経営計画《2019-2024》（仮称）」の着実な推進			中間見直しの実施
	事業運営方針・重点取組事項の策定と定期的な検証				
医療・介護・福祉等関係機関との連携強化	地域医療福祉連携室を中心に医療・介護・福祉等関係機関との連携強化を促進、地域包括ケアシステムへの参画				
患者中心の安全・安心な医療の提供	多職種間の協働等によるチーム医療の推進				
	早期・365 日リハビリテーション提供体制の強化				
医師の確保と業務負担の軽減	即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置				
	医師業務のタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）の推進				
専門性に優れた職員の計画的養成と働きやすい職場環境の整備	特定行為に係る看護師、認定看護師及び専門・認定薬剤師の計画的養成				
	ワーク・ライフ・バランスを考慮した多様な勤務形態の導入促進				
経営目標と収支計画の策定・検証	病院ごとに経営目標・収支計画の策定、定期的な検証				

(2) 県民のくらしと産業の振興を支える電力及び工業用水の安定経営

現状と課題

① 電力の安定供給の推進

- ・ 電力システム改革による小売及び発電の全面自由化や、平成 31 年度末での東北電力株式会社との電力受給の基本契約期間の満了に伴い、新たな売電方法の検討が必要となっています。
- ・ 主要な発電所は、運転開始後 50 年を経過するなど施設の老朽化が進んでいることから、耐震化対策を含めた更新工事等の対応が必要となっています。また、老朽化等が顕著な既設発電所について、再開発等の検討が必要となっています。
- ・ 再生可能エネルギーによる電力自給率の向上を図るため、水力等を活用した発電所の更なる開発が求められています。

② 工業用水の安定供給の推進

- ・ 工業用水道施設・設備は、設置から 30 年以上が経過し、老朽化が進行していることから、計画的な施設・設備の更新、改良、修繕が必要となっています。
- ・ 半導体製造企業の工場進出に伴い、工業用水の需要増加が見込まれることから、必要とされる工業用水を安定的に供給するため、新たな浄水場の建設などの対応が必要となっています。

③ 地域貢献の推進

- ・ 企業局では、長期経営方針において、経営上重視する 5 本柱の一つに「地域貢献」を掲げ、これまでにクリーンエネルギーの導入支援や植樹活動への支援のほか、平成 29 年度から新たに「いわて復興パワー」³に取り組んでいるところであり、更なる地域貢献への取組が期待されています。

④ 組織力の向上

- ・ 技術職員の退職及び新採用職員の増加に伴い、人材の確保や安定経営を支える技術の継承を含めた人材の育成が課題となっています。

主な取組内容

① 電力の安定供給の推進

- ・ 電力システム改革による小売及び発電の全面自由化などの経営環境の変化に的確に対応するため、基本契約期間満了後の新たな売電方法の検討を行い、平成 32 年度以降の電力受給契約の締結に取り組みます。

³ 「いわて復興パワー」： 県政の最重要課題である震災復興及びふるさと振興に寄与するため、県内企業等を対象とした電気料金の割引及び震災復興・ふるさと振興関連施策を財政的に支援する東北電力株式会社との共同の取組

- ・ 電力の安定供給に向け、施設の適切な維持管理に計画的に取り組むとともに、老朽化等が顕著な既設発電所について、再開発等の検討を進めるほか、耐震化対策にも取り組みます。
- ・ 再生可能エネルギーによる電力自給率の向上を図るため、水力発電所の新規開発を進めます。

② 工業用水の安定供給の推進

- ・ 工業用水の安定供給に向け、平成 29 年度策定のアセットマネジメントに基づき今後の実施計画の精度を高めつつ、引き続き、計画的な施設・設備の更新、改良、修繕工事等に取り組みます。
- ・ 工業用水の安定供給に向け、新たな浄水場の建設に取り組みます。

③ 地域貢献の推進

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進や地球温暖化防止等に寄与するため、市町村等が行うクリーンエネルギー設備の導入支援や一般会計繰出による環境保全等の県施策への支援など地域貢献に取り組みます。
- ・ 水源涵養等を目的とした植樹活動を支援するため、苗木等の購入支援、植樹活動への職員の参加に取り組みます。
- ・ 県の最重要課題である震災復興及びふるさと振興に寄与するため、東北電力株式会社と連携し、電気料金の割引のほか、県関連施策への財源的支援を行います。
- ・ 電気事業及び工業用水道事業を通じて地域の振興や活性化に寄与するため、既存の取組を踏まえつつ、今後に向けた地域貢献の検討に取り組みます。

④ 組織力の向上

- ・ 経営環境の変化に的確に対応し、中長期的に安定経営を推進するため、人材確保の取組を進め組織体制の充実を図るほか、技術の継承をはじめ、他事業者との交流や最新技術、経営、会計など幅広い知識の習得に取り組みます。

目標及び工程表

① 電力の安定供給の推進

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
【電気事業】 供給電力量 (MWh/年)	565,137 MWh	535,665 MWh	552,277 MWh	551,412 MWh	564,303 MWh
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
新たな電力受給契約の推進	● 新たな売電方法の検討		● 新たな売電方法による電力の供給 ● 次回契約に向けた売電方法の検討		
計画的な更新、改良、修繕工事等の実施及び再開発の検討	● 発電施設等の計画的な更新工事等の実施及び再開発の検討 ● 発電施設等の耐震化の推進				
新規水力発電所の建設等の推進	● 築川発電所の建設推進 ● 新規開発の検討				

② 工業用水の安定供給の推進

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
【工業用水道事業】 料金対象水量 (千立方m/年)	14,304 千立方m	14,336 千立方m	16,405 千立方m	18,147 千立方m	21,148 千立方m
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
計画的な更新、改良、修繕工事等の実施	● 修繕改良 10 ヶ年計画の更新と計画に基づく改良・修繕工事等の実施				
新たな浄水場の建設	● 水源・用地取得、事業法等各種手続き ● 詳細設計・建設工事の実施				● 浄水場からの一部給水開始

③ 地域貢献の推進

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
クリーンエネルギー導入支援事業及び一般会計繰出による地域貢献の推進	● クリーンエネルギー導入支援事業及び一般会計繰出の実施 →				
環境保全活動等の推進	● 植樹活動への支援 →				
「いわて復興パワー」の取組推進	● 電力量料金の割引と県関連施策への財源支援 →				
新たな地域貢献の推進	● 新たな地域貢献の検討 → ● 新たな地域貢献の実施 →				

④ 組織力の向上

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
人材の確保、育成及び技術の継承	● 人材確保の取組及び専門研修体系に基づく研修の実施 →				

(3) 流域下水道事業への地方公営企業法の適用及び健全経営の推進

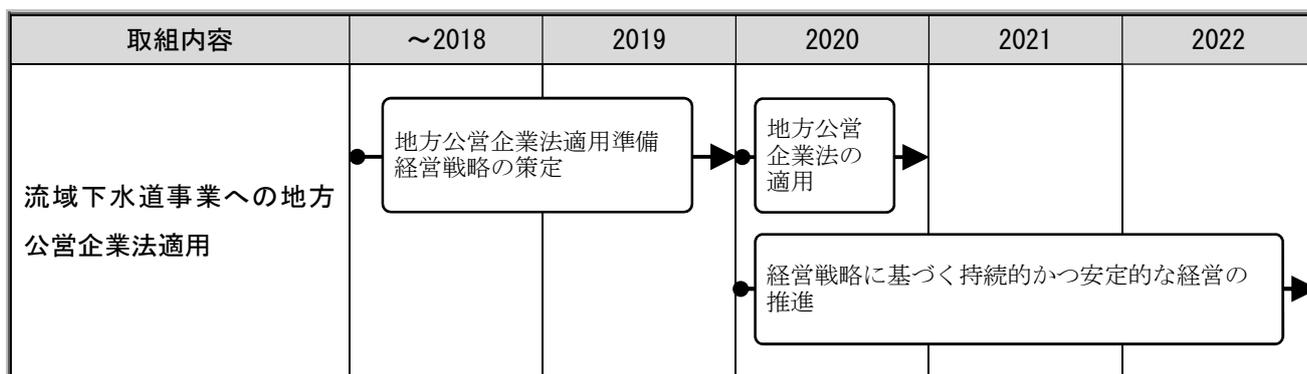
現状と課題

- ・ 流域下水道事業における計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、公営企業会計の適用に取り組んでいくことが求められています。

主な取組内容

- ・ 持続的かつ安定的なサービスを提供するとともに、経営や資産等に関する分かりやすい情報を県民に提供するため、2020年度から流域下水道事業に地方公営企業法を適用します。
また、法適用後においては、経営戦略に基づく計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行い、持続的かつ安定的な経営を推進します。

目標及び工程表



(4) 県出資等法人の健全経営の継続に向けた支援

現状と課題

- 低金利情勢に伴う運用益の減少や物価水準の上昇に伴うコスト増など、県出資等法人を取り巻く環境が厳しさを増しています。このため、平成30年度（平成29年度決算）における運営評価における財務評価は、全体の88%（25法人中22法人）がA及びB評価の状況にあり、前アクションプランの計画期間の初年度である平成27年度運営評価（平成26年度決算）における計数92%（25法人中23法人がA及びB評価）よりも4ポイント悪化しました。

こうした状況を踏まえ、県出資等法人が、法人の設立目的と県が掲げる施策目標を達成することを使命として、最も効率的に質の高いサービスを提供し、その経営が将来にわたって過大な県民負担を招くことのないよう、適切な指導監督を行っていくことが求められています。

主な取組内容

- 県が掲げる施策目標を達成することを求められる県出資等法人が、最も効率的に質の高いサービスを提供できるよう、情報公開の促進や適切な指導監督を行うとともに、毎年度、運営評価を実施します。的確な課題の抽出と、その課題の解決策の検討を通じて法人の健全経営を維持し、運営の改善を図ります。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
運営評価における財務評価がA又はB評価の法人の割合（％）	88.0% （対象年度2017）	88.0% （対象年度2018）	88.0% （対象年度2019）	92.0% （対象年度2020）	92.0% （対象年度2021）
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
運営評価等による法人の健全経営の推進	● 運営評価制度の検討・実施、担当部局・法人へのフィードバック →				
	● 法人の経営状況等に関する積極的かつ分かりやすい情報公開の促進 →				
	● 指導監督を行う担当職員向けのスキルアップ研修の検討		● 研修の実施		

3 県民本位の行政経営を推進する組織体制を整備します

(1) 行政課題に適切に対応する組織体制の推進

現状と課題

- ・ 県の組織は、総合計画等に掲げる政策の推進や社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、適宜、見直しを図り、東日本大震災津波からの復旧・復興の司令塔となる「復興局」の設置、ラグビーワールドカップ2019TM釜石大会の開催や「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録などを見据えた「文化スポーツ部」の設置などを行ってきました。今後も、直面する県政課題や県民ニーズに的確に対応し、県民本位の行政経営を推進していくため、不断に組織体制を見直していくことが求められています。
- ・ 分野横断的な課題については、県産品の販路拡大や観光客の増加等に向けた「いわてまるごと売込み隊」の設置など、クロス・ファンクショナル・チーム（CFT）を機動的に活用し対応しています。今後も、新たなシーズを政策として具体化していくため、CFTをより効果的に活用していく必要があります。
- ・ 多様化・複雑化する行政課題に適切に対応し、県民からの信頼を維持・向上していくため、情報通信技術（ICT）、法務、財務など高い専門性を要する部門の強化や、事業部門における政策形成機能の向上に加え、リスクマネジメント体制の充実を図っていく必要があります。

主な取組内容

- ・ 新たな行政課題や県民ニーズに的確に対応するため、最適な組織体制の在り方について検討を進め、適時適切に体制の整備を進めます。
また、分野横断的かつ緊急的な課題の解決に向け、弾力的にCFTを設置し有効活用していくことにより、戦略的な施策の展開を図ります。
- ・ 多様化・複雑化する行政課題に対して、適切に施策が展開されるよう、情報通信技術（ICT）、法務、財務分野をはじめとする高い専門性を必要とする分野や、リスク管理の面から強化すべき分野など、事業部門をサポートする部門について、計画的な職員の育成など体制の強化を図ります。
また、グループ内のマネジメント力を向上させるため、総括業務を担う職員が、必要に応じてマネジメントに専念できる体制を整備します。

目標及び工程表

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
組織体制の整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ● 様々な行政課題等に対応する組織体制の整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ● 分野横断的な課題に対応するCFTの設置・活用 </div>				
マネジメント体制の強化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ● プレイングマネージャー研修の実施 [再掲] </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ● プレイングマネージャー研修の拡充 [再掲] </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ● プレイングマネージャー研修の実施・見直し (随時) [再掲] </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ● グループ総括の役割の明示、マネジメントに専念できる体制等の検討 [再掲] </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ● 体制の整備 [再掲] </div>		

(2) 行政需要に応じた適切な定数配置の推進

現状と課題

- 職員定数については、東日本大震災津波からの復旧・復興の推進など様々な行政課題に適切に対応していくため、毎年度、業務の目的、内容、解決すべき課題等を踏まえて配置の見直し等を実施していますが、職員一人ひとりの生活状況など職員のワーク・ライフ・バランスの実現にも配慮していく必要があります。

また、国では、国家公務員と地方公務員の定年を60歳から65歳に延長する検討が進められており、国の動向を踏まえながら、高齢層職員の定数管理について併せて検討していく必要があります。

主な取組内容

- 様々な行政課題に適切に対応するため、引き続き、定数の再配置を行うとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に配慮し、適切な定数管理を行います。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
組織課題に対応するための 新規定数配置（人）	—	〔 定数管理計画の策定に合わせ、目標値を精査中 〕			
新規需要等に対応する庁 内再配置数（人）	48 人 (2017)				
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
適切な職員体制の構築	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 次期定数 管理計画 の検討・ 策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 定数管理計画に基づく適切な定数管理の実施 </div>			

(3) 危機管理体制の充実強化

現状と課題

- 大規模災害の発生時に備え、多くの企業との間で災害時応援協定を締結するなど、官民の協力による広域の応援体制の整備が進められています。県は災害発生後直ちに応急業務を実施するとともに、県民生活に密接に関わるサービスの提供や県の基幹業務などを継続的に実施する必要があるため、平時から組織的な備えや体制の充実を図っていくことが求められています。
- 危機管理体制の強化について、平成 29 年度は災害対策本部支援室図上訓練を 1 回(59 人参加)、広域振興局職員防災研修会を 4 回(延べ 128 人参加)実施するなど、組織的な災害対応能力の向上に努めており、引き続き、実践的な訓練を毎年度実施することにより、危機管理体制を強化していくことが求められています。

主な取組内容

- 有事における初期対応を速やかに行うことができるよう、災害時業務継続計画（BCP）を不断に見直し、円滑に非常時優先業務を実施できる体制を整え、平時から災害発生時における組織対応力の強化を図ります。
- 危機管理体制を強化していくため、多様な災害の発生を想定した実践的な訓練等を実施し、組織的な災害対応能力の向上を図ります。
また、東日本大震災津波など災害への対応を踏まえて充実を図ってきた地域防災計画などの防災に関する各種計画、マニュアル、協定等について、訓練等の検証結果や環境の変化を反映させるなど不断の見直しを行います。

目標及び工程表

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
各部局、各地方支部における危機管理に関する訓練等の実施割合（％）	100%	100%	100%	100%	100%
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
災害時業務継続体制の整備	●	災害時業務継続計画の見直し →			
職員の災害対応能力の向上	●	災害対策本部支援室図上訓練等の実施 →			
		危機管理マニュアル等の不断の見直し →			

4 効果的で効率的な業務遂行体制を支えるリスクマネジメントを構築します

(1) 事務処理の適正性の確保に向けた内部統制の推進

現状と課題

- ・ 事務処理の適正化については、これまで、会計事務自己点検や補助事業及び委託事業の自己点検等を実施しているほか、本庁及び広域振興局における審査指導体制の強化等により会計事務を中心に内部管理体制の充実を図ってきました。

今後は、文書管理や情報セキュリティ、協定・契約等の法的リスク等に対する組織的なリスクマネジメントの強化が求められています。

また、会計事務におけるリスクは、影響度も大きく発生頻度も高いことから、審査、検査、指導、研修等を通じて、より一層適正な執行の確保が求められています。

主な取組内容

- ・ 事務処理の適正性を確保するため、平成 29 年の地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえ、先行的な取組を行っている会計事務に加え、文書管理、情報セキュリティ、協定・契約等の法的リスクのある事務などにおいても内部統制制度を導入します。

また、組織的なリスクマネジメントが必要なものを選定し、導入の検討を進めます。

このような内部統制制度の導入により、PDCAサイクルによる組織的なリスクマネジメントを構築し、リスクの分析や自律的なチェック機能の強化、業務プロセスの可視化を図り、効率的な業務執行体制を支えていくとともに、事務処理の適正性・透明性を確保します。

- ・ 会計事務については、引き続き、審査、検査、指導、研修等を通じて、適正な執行を確保します。

目標及び工程表

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
各所属における内部統制の実施率 (%)	—	100%	100%	100%	100%
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
内部統制体制の整備・運用	● 基本方針策定と体制整備	● 内部統制の取組の実施、運用見直し			
			● 改正自治法の内容を踏まえた各取組事項の見直し等		
	● 会計事務、補助・委託事業の自己点検の実施	● 内部統制の取組に統合			
	● 文書管理制度研修等の実施	● 内部統制の取組に統合			
		● 文書管理の点検・評価の実施[再掲]、内部統制の取組に統合			
	● 各種情報セキュリティ対策の実施	● 内部統制の取組に統合			
	● 協定・契約等の法的リスクのある事務に対するマネジメント手法の検討				
会計事務の適正な執行の確保	● 会計事務研修の実施				
	● 会計実地検査の実施				
	● 会計アドバイザー等による研修会・意見交換会の開催				
	● 補助事業等の内部考査の実施				
	● 会計事務に関する相談への対応等				

(2) 効果的で効率的な業務遂行体制の構築に向けた監査機能の充実強化

現状と課題

① 監査委員による監査機能の強化

- ・ 監査結果においては、依然として会計事務に関する指摘が多く、また、例年、同様の案件で指摘を受ける事例が発生していることから、定期監査においては、正確性及び合規性に重点を置いた財務監査を中心に実施しています。今後、内部統制体制の構築による自律的なチェック機能の推進を支援するため、監査の専門性を高めるとともに、経済性、効率性及び有効性の観点をより重視した監査を行うなど、監査による監視機能を高めていく必要があります。
- ・ 指摘事例の発生原因や再発防止策等を全庁で共有するなど、不適正事例の発生防止に努めていくことが求められています。

② 包括外部監査による専門性と独立性を兼ね備えた監査機能の充実

- ・ 地方自治法の改正により制定した「外部監査に基づく監査に関する条例」に基づいて、平成11年度から包括外部監査を毎年度実施し、県出資等法人や各種特別会計、使用料及び手数料をはじめとする歳入事項など、多岐にわたる分野において、独立した見地から専門的な監査を実施し、その結果を公表しています。引き続き、行政の透明性を一層確保していくため、継続的に包括外部監査を実施し、県民の信頼に応えていくことが求められています。

主な取組内容

① 監査委員による監査機能の強化

- ・ 監査の質を高め、住民の監査に対する信頼を確保するため、監査基準を策定し、基準に基づいた定期監査を実施するとともに、内部統制体制の整備及び運用状況をチェックし、その結果を踏まえた監査を実施します。
- ・ 監査の専門性を高めるため、会計検査院や自治大学校等の外部研修会に職員を参加させ、専門的知識や監査手法を有する職員を育成します。
- ・ 不適正事例の再発を防止するため、監査だより及び監査年報を発行するとともに出前説明会を開催し、不適正事例の発生原因や再発防止の取組等について周知を図ります。

② 包括外部監査による専門性と独立性を兼ね備えた監査機能の充実

- ・ 監査機能に対する県民の信頼を高めるため、外部の専門的な知識を有する者による包括外部監査を実施し、監査機能の専門性・独立性の強化を図ります。

目標及び工程表

① 監査委員による監査機能の強化

指標 (単位)	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
監査の結果、複数の指摘等 又は同一事項について連続して指摘等を受けた監査対象機関数 (機関)	9 機関 (2017)	8 機関	6 機関	3 機関	0 機関
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
監査の質の向上と住民の 監査に対する信頼確保		● 監査基準の策定・公表	● 監査基準による監査等の実施		
		● 内部統制体制の整備状況に係る監査の実施			
			● 内部統制評価報告書の審査	● 内部統制評価報告書の審査結果を踏まえた監査の実施	
	●	行政課題等を踏まえた特定テーマによる行政監査の実施			
専門性の高い職員の育成	●	専門研修の受講 (自治大学校、会計検査院研修所等)			
監査情報の発信による不適正事例の発生防止	●	監査だより及び監査年報の発行、出前説明会の開催 (不適正事例や再発防止の取組等の情報発信)			

② 包括外部監査による専門性と独立性を兼ね備えた監査機能の充実

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
過年度包括外部監査指摘事項の措置未了件数（件）	0件	0件	0件	0件	0件
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
監査機能の充実	●	公募監査人による専門性及び独立性のある包括外部監査の実施			
	●	監査結果の公表			
	●	包括外部監査の措置状況の公表			

5 政策の着実な推進を支える持続可能な財政構造を構築します

(1) 中期財政見通しを踏まえた財政運営

現状と課題

- ・ 毎年度の当初予算の編成に当たっては、公共事業の規模の設定や大規模施設整備事業の計画的な実施、公債費負担適正化計画に基づく県債発行額の抑制など、中期的な財政見通しを踏まえる必要があることから、中期財政見通しを作成し公表しています。今後も、持続可能な財政構造を構築する上で、中期財政見通し等を踏まえた中長期的な視点に立った財政運営を行っていく必要があります。

主な取組内容

- ・ 中長期的な視点に立った持続可能な財政運営を行うため、中期財政見通しを作成し公表します。

目標及び工程表

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
中長期的な視点に立った財政運営					

(2) 県民に分かりやすい財政に関する情報の公表

現状と課題

- ・ 厳しい財政状況の中で、県の説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図っていくため、予算に関する情報や決算・財政指標に関する情報の公表を行っており、今後も県民に対してより分かりやすい情報の公表が求められています。

主な取組内容

- ・ 財政に関する県民の理解を深めるため、予算の歳入・歳出の内訳を示した資料や決算・財政指標を分析した資料など、効果的で分かりやすい情報を積極的に公表します。

目標及び工程表

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
県民に分かりやすい財政に関する情報の公表	● 予算に関する情報の公表				
	● 決算・財政指標の分析に関する情報の公表				
	● 健全化判断比率の報告・公表				
	● 地方公会計制度に対応した統一的な基準に基づく財務書類等の公表・活用				

(3) 歳入確保の強化

現状と課題

① 県税収入の確保

- 県税収入については、滞納処分の強化や市町村への支援強化等により平成 29 年度の収入未済額が、平成 26 年度に比べて 474 百万円縮減していますが、県民負担の公平性を確保する観点から、引き続き、滞納整理の強化により収入未済額を縮減するとともに、課税対象の適切な捕捉などを実施し、県税収入を更に確保していくことが求められています。

② 滞納債権の発生抑制と債権回収

- 平成 20 年度以降、岩手県滞納債権対策基本方針を 3 カ年ごとに策定し、税外滞納債権の削減に向けた取組を行い、全体として減少してきているものの、滞納債権の約 9 割が過年度分であることから、引き続き、新規滞納債権の発生を抑制するとともに、過年度分の回収を積極的に進めていくことが必要です。

③ 県有資産の有効活用等による歳入確保

- 県の歳入確保策として、平成 22 年度から取り組んでいる土地・建物等の未利用資産の売却等の処分（平成 29 年度 13 件）や、公募制による自動販売機の設置（平成 29 年度 8 か所 36 件）、県有資産を広告媒体とする広告事業の実施（平成 29 年度 66 件）等に取り組んできたところであり、引き続き、県有資産の有効活用による歳入の確保に取り組んでいく必要があります。

また、外部資金などの新たな財源の活用について検討を行い、あらゆる歳入確保策を講じていくことが求められています。

④ 使用料及び手数料の適正化

- 使用料及び手数料は、平成 29 年度の歳入額が 79 億円（一般会計歳入 0.7%）であり、歳入

を確保していく上で、使用料及び手数料の算定・徴収を適正に行っていくことが求められています。

⑤ 資金調達の多様化

- ・ 県では、県債の多くを銀行等引受債により発行しており、銀行や証券会社等の金融機関から資金を調達しています。今後、将来の金融環境の変化に備え、資金調達の安定性を向上させるため、資金調達方法の多様化を進めていく必要があります。

主な取組内容

① 県税収入の確保

- ・ 県税収入を確保するため、周知広報等により納期内納付の推進を図ります。
また、県民負担の公平性を確保する観点から、継続して滞納整理の強化と効果的な課税対象の捕捉調査に取り組みます。
- ・ 個人県民税の収入を確保するため、岩手県地方税特別滞納整理機構及び県による市町村支援に取り組みます。

② 滞納債権の発生抑制と債権回収

- ・ 滞納債権の削減のため、「第4次岩手県滞納債権対策基本方針」等に基づき、「債権管理の徹底」、「債権回収の促進」及び「新規発生の抑止」を重点とした滞納債権回収の強化に取り組みます。

③ 県有資産の有効活用等による歳入確保

- ・ 県有未利用資産の売却等による歳入を確保するため、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき、活用予定のない土地や建物の売却を推進します。
また、公募制による自動販売機の設置や、ネーミングライツ事業をはじめとする県有資産を広告媒体として活用する広告事業など、県有資産の有効活用による歳入の確保に取り組みます。
- ・ 地方創生推進交付金をはじめとした新たな財源の活用の検討等、あらゆる歳入確保策を講じていきます。

④ 使用料及び手数料の適正化

- ・ 行政サービスに対する受益者負担の適正化を図る観点から、原価や実勢価格の反映のほか、県有施設等における減免措置の点検等により、使用料及び手数料の検証を行い、適正な単価の設定に取り組みます。

⑤ 資金調達の多様化

- ・ 安定的な資金調達のため、市場公募地方債の導入による資金調達方法の多様化について検討を進めます。

目標及び工程表

① 県税収入の確保

指標 (単位)	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
収入未済額 (百万円)	1,690 百万円 (2017)	1,628 百万円	1,606 百万円	1,590 百万円	1,580 百万円
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
県税の収入確保、収入未済額縮減に向けた取組強化	● 納期内納付の周知広報等				
		● 岩手県税収確保対策指針の改定			● 岩手県税収確保対策指針の見直し
	● 財産調査及び整理方策の検討・実施による早期滞納整理				
	● 県税調査要領に従った効果的な課税捕捉調査の継続実施				
個人県民税の収入確保、収入未済額縮減に向けた市町村への支援強化				● 岩手県地方税特別滞納整理機構組織運営の見直し	
	● 岩手県地方税特別滞納整理機構による個人県民税に係る滞納処分の継続実施				
	● 市町村との合同搜索やスキルアップ研修の提供などによる市町村支援の継続実施				

② 滞納債権の発生抑制と債権回収

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
現年度分滞納債権の徴収率（％）	88.7% (2017)	81.4%	81.4%	81.4%	81.4%
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
滞納債権対策基本方針に基づく回収強化	● 債権回収強化月間の実施				
	● 滞納債権マニュアルの改訂、各種事例の情報共有				
	● 回収不能債権の整理				
	● 滞納債権担当職員研修会の実施				
	● 次期基本方針の検討・策定		● 次期基本方針の検討・策定		
	● 滞納債権収納業務の外部委託の継続実施				

③ 県有資産の有効活用等による歳入確保

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
未利用資産の売却数（件・累計）	13 件 (2017)	23 件	33 件	43 件	53 件
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
県有資産の有効活用	● 県有未利用資産等活用・処分方針に基づく取組の継続実施				
	● 自動販売機設置に係る公募制の継続実施				
	● 県有施設における広告事業の継続実施				
	● ネーミングライツ事業の継続実施				
外部資金の活用	● 地方創生推進交付金をはじめとした新たな財源の活用の検討・実施				

④ 使用料及び手数料の適正化

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
使用料及び手数料の適正化	● 原価や実勢価格の適正な反映等による使用料等の見直しの検討・実施				
	● 県有施設等における減免措置の必要性の点検				
	● 消費税率引上げによる使用料等の改正検討	● 消費税率引上げによる使用料等への反映			
	● 使用料等の計算要素の点検			● 使用料等の計算要素の点検	

⑤ 資金調達の方法の多様化

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
資金調達方法の多様化(市場公募地方債の導入)の検討	● 市場公募地方債に関する情報収集	● 先行団体からの聞き取り	● 関係機関との協議	● 資料作成等の準備	●

(4) 歳出の重点化と将来負担の軽減

現状と課題

① 公債費負担の適正化

- 県では、過去に建設地方債などを多額に発行したため、公債費の負担が増大し、平成24年度決算において実質公債費比率が18%を超え、県債の発行に国の許可が必要となりました。
このため、「公債費負担適正化計画」を策定し、県債の発行規模を一定に抑制する対策などを講じることにより、平成30年度決算時点で実質公債費比率が18%を下回る見通しとなっています。持続可能な財政構造の構築のためには、引き続き、県債の発行規模等に留意しながら、低利での財源調達に努め、公債費負担の適正化に取り組んでいく必要があります。

② 公共投資の最適化

- 東日本大震災津波からの復旧・復興事業について、引き続き最優先で実施するとともに、財源に限られる中、公共施設等の長寿命化対策や計画的な公共投資を進めていくことが求められています。
- 政策評価等の結果は、翌年度の当初予算編成前に公表し、政策等の立案や予算の編成等に反映させており、今後も政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させてい

く必要があります。

③ 県単独補助金の適正化

- ・ 県単独補助金・負担金については、時代の変化、経費負担の在り方などの側面から、不断の見直しを図る必要があるため、毎年度の予算編成過程において見直しを実施しており、引き続き、継続的な見直しを実施していくことが求められています。

④ 公共施設の長寿命化対策

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画については、所管部局ごとに全ての施設類型において、2020年度までに策定を完了する必要があることから、個別施設計画策定に向けた支援と進捗管理を行っていく必要があります。

また、個別施設計画の策定後は、計画に基づいて公共施設等の長寿命化対策を推進していくことが求められています。

主な取組内容

① 公債費負担の適正化

- ・ 将来の公債費負担の軽減を図るため、中長期的に県債残高の縮小を目指すほか、利子の負担を可能な限り少なくする資金調達を実施します。

② 公共投資の最適化

- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興事業の着実な実施に、引き続き取り組むとともに、復興の先も見据え、復興関係以外の投資的経費について、国の動向等も踏まえ、公共施設等の長寿命化対策の推進などを重点化することにより公共事業を効果的に進めます。

また、公共事業以外の大規模施設整備について、緊急性・必要性を考慮して進捗調整を図るなど、適正な公債費負担となるよう新発債の発行規模に配慮して見直しを進めます。

- ・ 個別施設計画に基づき、公共施設等の維持管理、修繕、更新等を計画的に実施するとともに、財源となる県債については、元利償還金に対する交付税措置がある「公共施設等適正管理推進事業債」を活用することにより、財政負担の軽減・平準化を図ります。

- ・ 限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図るため、政策評価等の結果を踏まえ、事業効果や効率性等について徹底して検証するとともに、成果をより重視し、歳出の一層の選択と集中を進めます。

③ 県単独補助金の適正化

- ・ 毎年度の予算編成過程において、所期の目的を達成したものや事業実施期間が到来したものの廃止など、補助金・負担金の必要性や有効性を勘案しながら、見直しを実施します。

④ 公共施設の長寿命化対策

- 公共施設等の長寿命化を図るため、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定を推進し、長期的な視点を持って、公共施設等の維持管理、修繕、更新等を計画的に行います。

目標及び工程表

① 公債費負担の適正化

指標（単位）	現状値	年度目標値			計画目標値
	2018 見込	2019	2020	2021	2022
実質公債費比率（％）	18.2％ (2017 決算)	18.0％以下	18.0％以下	18.0％以下	18.0％以下
取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
公債費の将来負担の軽減	● 低利資金への借換の実施				▶

② 公共投資の最適化

取組内容	～2018	2019	2020	2021	2022
計画的な公共投資の推進	● 公共事業の選択と集中による重点化、予算調整を通じた公共事業の見直し				▶
	● 大規模施設整備事業の見直し検討・実施				▶
コスト縮減・財政負担の平準化の推進	● 個別施設計画に基づく維持管理、修繕、更新等の計画的実施				▶
	● その他のコスト縮減策の検討・実施				▶
	● 公共施設等の長寿命化等の財源として交付税措置がある有利な起債の活用				▶
政策評価制度と予算の連動	● 政策評価等の結果を反映した予算の編成				▶
	● より実効性のある仕組みの検討・構築				▶

③ 県単独補助金の適正化

指標 (単位)	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
県単独補助金の廃止・縮減による歳出(一般財源ベース)の対前年度削減率(%)	—	2.0% (2020 当初予算)	2.0% (2021 当初予算)	2.0% (2022 当初予算)	2.0% (2023 当初予算)
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
県単独補助金等の適正化					

④ 公共施設の長寿命化対策

指標 (単位)	現状値 2018 見込	年度目標値			計画目標値
		2019	2020	2021	2022
公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定割合(%)	31.8% (2017)	75.0%	100%	100%	100%
取組内容	~2018	2019	2020	2021	2022
個別施設計画に基づく長寿命化対策等の推進					